

学 修 要 覧

2017

スポーツ健康科学研究科

研究科長あいさつ



立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科は2010年度に開設され、2012年度より博士課程後期課程をスタートさせました。これにより、学部（学士）－博士前期（修士）－博士後期（博士）がストレートに学べる本格的な研究大学院の体制が整いました。本研究科の博士前期・後期課程の入学定員は西日本で最大です。同時に本研究科の教員の論文ならびに学会発表件数、研究費採択率の高さなどは、教育力・研究力の高さを示しております。このような活発な教員による個別ならびに集団的な指導によって、「スポーツ健康科学」という学際分野を総合的に学び、研究できる環境が本研究科の最大の特長です。

スポーツ健康科学研究科のビジョンは、「ヒト・ひと・人を科学し、プロフェッショナルとして未来を拓く」です。このビジョンにもとづき、本研究科における研究対象は、人間の身体を臓器・組織・細胞さらには遺伝子レベルにいたるまでのミクロな解析からアプローチするものから、人間の行動・動作・心理からアプローチするもの、さらには人間が組織・集団を形成、運営するときの課題にマクロ的にアプローチするものまで、非常に幅広いものです。そのため、本研究科における「スポーツ健康科学」は、人文科学、社会科学、自然科学を総合して研究を進めることになります。

前期課程は、スポーツ健康科学に関わる総合的・学際的な専門知識を持ち、高度な実践力とリーダーシップを有して社会の発展に貢献する高度専門職業人を養成することを人材育成目標としています。スポーツパフォーマンスや健康の維持・増進を科学的根拠に基づき解明する研究を行う「身体運動科学領域」と、スポーツ健康科学分野における教育・マネジメント力量を向上するための研究を行う「スポーツ人文社会科学領域」の二つの領域に分かれています。ただし、所属する領域に限らず、スポーツ健康科学全体を俯瞰できる視点を獲得し、社会のニーズに対応する高い能力を身につけることを目指します。

後期課程は、スポーツ健康科学分野において最先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的としています。従来の専門に特化した分析的な研究を行うだけでなく、新たな学問領域や複合領域を開拓し、独創性を持った研究を進める力量を持ち、研究成果を実践に応用できる高度な研究者、高度な実践力を持つ専門職業人を養成することを目指しています。

これからさらにテクノロジーが進展し、社会システムが変革する時代において、「スポーツ健康科学」についてのミクロからマクロまでの研究は益々重要になります。本研究科における各自の研究を通じて、「スポーツ健康科学」に取り組み、研究テーマと本気で向きあい、研究成果を発信し、未来に貢献する“人財”として活躍してもらうことを心より願っています。

スポーツ健康科学研究科長 伊坂 忠夫

目次 (Table of Contents)

研究科長あいさつ	1
2017年度 立命館大学大学院 学年暦（セメスター制）	4
授業時間	5
暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて	6
大規模災害等が発生した際の安否確認について	8
I 学籍・学費について	
① 学籍上の氏名と住所等について	9
② 学生証番号	9
③ 学生証	10
④ 標準修業年限および在学年限	10
⑤ 回生	11
⑥ 二重学籍の禁止	11
⑦ 休学	11
⑧ 復学	12
⑨ 留学	13
⑩ 退学	13
⑪ 除籍	13
⑫ 再入学	14
⑬ 標準修業年限を超えた在学	14
⑭ 修了要件・修了日	14
⑮ 満期退学	15
⑯ 証明書、学割証、証紙	15
⑰ 学費	16
II 本学での履修について	
① 大学からの各種連絡について	18
② セメスター（学期）	18
③ 単位の考え方	18
④ 授業	19
⑤ 公欠	19
⑥ 「公欠」以外の授業配慮	20
⑦ 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合	20
⑧ 学校保健安全法に定められた学校感染症で「公欠」とする場合	20
⑨ 受講登録	21
⑩ 成績および単位授与・認定	22
⑪ 大学院共通科目	23
⑫ 研究倫理教育	23
⑬ 他研究科科目受講制度	24
⑭ 関西四大学大学院単位互換制度	24
⑮ manaba+Rの利用について	25
⑯ 「Ri-SEARCH」について	25
III その他支援	
① 進路・就職・インターンシップ	27
② 本学大学院生を対象とする奨学金・研究助成制度について	27
③ 院生教材費について	27
④ 教育訓練給付制度（一般教育訓練）について	27
⑤ ティーチング・アシスタント（TA）について	28
⑥ ハラスメント防止について	28
⑦ 大学院関係の窓口（びわこ・くさつキャンパス）	29

IV	スポーツ健康科学研究科での学修	
①	スポーツ健康科学研究科開設の背景	31
②	スポーツ健康科学会について	31
V	博士課程前期課程	
①	前期課程：人材育成目的	33
②	前期課程：ディプロマポリシー	33
③	前期課程：カリキュラムポリシー	33
④	前期課程：アドミッション・ポリシー	34
⑤	前期課程の修了要件	34
⑥	前期課程開設科目一覧	35
⑦	専修免許状取得について	36
⑧	前期課程履修モデル	37
⑨	前期課程の研究プロセス	41
⑩	前期課程研究スケジュール	42
⑪	修士論文について	43
VI	博士課程後期課程	
	2015年度以降入学生対象	
①	後期課程：人材育成目的	45
②	後期課程：ディプロマポリシー	45
③	後期課程：カリキュラムポリシー	45
④	後期課程：アドミッション・ポリシー	46
⑤	後期課程の修了要件	46
⑥	後期課程開設科目一覧	46
⑦	後期課程履修モデル	47
	2014年度以前入学生対象	
①	後期課程：人材育成目的	48
②	後期課程：ディプロマポリシー	48
③	後期課程：カリキュラムポリシー	48
④	後期課程：アドミッション・ポリシー	49
⑤	後期課程の修了要件	49
⑥	後期課程開設科目一覧	50
⑦	後期課程履修モデル	50
	2015年度以降・2014年度以前入学生 共通事項	
①	後期課程の研究プロセス	51
②	後期課程研究スケジュール	52
③	博士学位授与に関わる基本事項【課程博士（甲号）】	52
④	博士論文全文のインターネット公表に向けた手続きについて	53
VII	諸規定・申し合わせ	
①	研究指導に関する申し合わせ	61
②	諸規定について	65
③	立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科 研究科則	66

2017年度 立命館大学大学院 学年暦（セメスター制）

（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、文学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、
応用人間科学研究科、先端総合学術研究科、言語教育情報研究科、公務研究科、**スポーツ健康科学研究科**、映像研究科、
教職研究科、テクノロジー・マネジメント研究科）

前期セメスター：4月1日～9月25日

後期セメスター：9月26日～3月31日

前期セメスター

月	日	曜	行事
4	1	土	前期セメスター開始
			オリエンテーション
	2	日	入学式
	3	月	オリエンテーション
	4	火	オリエンテーション
	5	水	オリエンテーション
	6	木	前期セメスター授業開始
5	29	土	昭和の日（授業日）
	3	水	憲法記念日（休日）
	4	木	みどりの日（休日）
	5	金	こどもの日（休日）
7	19	金	本学創立記念日（授業日）
	17	月	海の日（授業日）
8	31	月	前期セメスター授業終了
	1	火	夏期休暇開始
9	28	月	夏期集中講義（第1週）開始
	2	土	夏期集中講義（第1週）終了
	4	月	夏期集中講義（第2週）開始
	6	水	前期修了合否発表日（修士）
	9	土	夏期集中講義（第2週）終了
	22	金	秋季オリエンテーション
	23	土	前期学位授与式（修士）／秋分の日
9	25	月	秋季入学式
			夏期休暇終了
			前期セメスター終了

後期セメスター

月	日	曜	行事
9	26	火	後期セメスター開始
			後期セメスター授業開始
10	7	土	学位授与式（課程博士）
	9	月	体育の日（授業日）
11	3	金	文化の日（授業日）
	23	木	勤労感謝の日（授業日）
12	23	土	天皇誕生日（授業日）
	26	火	冬期休暇開始
1	4	木	冬期休暇終了
	5	金	後期セメスター授業再開
	8	月	成人の日（休日）
	31	水	後期セメスター授業終了
2	1	木	春期休暇開始
3	5	月	後期修了合否発表日（修士）
	20	火	学位授与式（修士）衣笠
	21	水	学位授与式（修士）OIC・朱雀／春分の日
	22	木	学位授与式（修士）BKC
	24	土	学位授与式（課程博士）・学位授与式（論文博士）
	31	土	春期休暇終了
			後期セメスター終了

（注）開講期間外での祝休日については省略

※補講等の予備日を以下の通り設定します。

前期セメスター予備日：7月22日（土）～25日（火）、7月27日（木）～31日（月）

後期セメスター予備日：1月19日（金）～21日（日）、1月23日（火）～31日（水）

※予備日および授業の開講されない土曜日・日曜日の取り扱いは研究科によって異なります。

詳細は、スポーツ健康科学研究科からの案内をご確認ください。

授業時間

〈びわこ・くさつキャンパス〉

対象研究科	経済学研究科・ スポーツ健康科学研究科	理工学研究科・情報理工学研究科・ 生命科学研究科・薬学研究科
時 限	授 業 時 間	授 業 時 間
第1時限	9:00～10:30	9:00～ 9:45
第2時限	10:40～12:10	9:45～10:30
第3時限	13:00～14:30	10:40～11:25
第4時限	14:40～16:10	11:25～12:10
第5時限	16:20～17:50	13:00～13:45
第6時限	18:00～19:30	13:45～14:30
第7時限	19:40～21:10	14:40～15:25
第8時限		15:25～16:10
第9時限		16:20～17:05
第10時限		17:05～17:50
第11・12時限		18:00～19:30
第13・14時限		19:40～21:10

〈衣笠キャンパス・朱雀キャンパス・大阪いばらきキャンパス〉

対象研究科	経営管理研究科以外の全研究科
時 限	授 業 時 間
第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30
第7時限	19:40～21:10

対象研究科	経営管理研究科
時 限	授 業 時 間
第1・2時限	9:00～12:10
第3・4時限	13:00～16:10
第6・7時限	18:30～21:30

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、下表の通りとします。

なお、「立命館大学授業に関する規程」の定めがない取り扱いを行う場合は、学長が決定します。

〈衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合〉

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。 2 交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。 (1) 京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 (2) 京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本（大阪―草津間）、阪急（梅田―河原町間）、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。 3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。										
授業等の開始	1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。 (1) 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合 (2) 京都市内乗入れのJR西日本（大阪―草津間）、阪急（梅田―河原町間）、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th><th>時限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td><td>第1時限</td></tr> <tr> <td>10:00まで</td><td>第3時限</td></tr> <tr> <td>12:00まで</td><td>第4時限</td></tr> <tr> <td>15:00まで</td><td>第6時限</td></tr> </tbody> </table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	時刻	時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
時刻	時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

〈びわこ・くさつキャンパスの場合〉

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。 2 JR西日本（京都―米原間）が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。																	
授業等の開始	1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。 (1) 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合 (2) 休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合 <table><tr><th rowspan="2">時刻</th><th colspan="2">時限</th></tr><tr><th>経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研究科、 スポーツ健康科学研究科</th><th>理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研究科、 薬学研究科</th></tr><tr><td>6：30まで</td><td>第1時限</td><td>第1時限</td></tr><tr><td>10：00まで</td><td>第3時限</td><td>第5時限</td></tr><tr><td>12：00まで</td><td>第4時限</td><td>第7時限</td></tr><tr><td>15：00まで</td><td>第6時限</td><td>第11時限</td></tr></table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	時刻	時限		経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研究科、 スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研究科、 薬学研究科	6：30まで	第1時限	第1時限	10：00まで	第3時限	第5時限	12：00まで	第4時限	第7時限	15：00まで	第6時限	第11時限
時刻	時限																	
	経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研究科、 スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研究科、 薬学研究科																
6：30まで	第1時限	第1時限																
10：00まで	第3時限	第5時限																
12：00まで	第4時限	第7時限																
15：00まで	第6時限	第11時限																

〈大阪いばらきキャンパスの場合〉

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。 2 JR西日本（大阪―草津間）および阪急（梅田―河原町間）の2交通機関の両者が不通の場合。 3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。										
授業等の開始	1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。 (1) 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合 (2) 休講とする場合第2項の交通機関のいずれかが運行を再開した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th><th>時限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td><td>第1時限</td></tr> <tr> <td>10:00まで</td><td>第3時限</td></tr> <tr> <td>12:00まで</td><td>第4時限</td></tr> <tr> <td>15:00まで</td><td>第6時限</td></tr> </tbody> </table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	時刻	時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
時刻	時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

〈大阪梅田キャンパスの場合〉

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が大阪市に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。 2 交通機関の運行状況が次のいずれかに該当する場合。なお、15時の時点で開通していない場合は全時限休講とする。 (1) 大阪市営バス、大阪市営地下鉄が全面的に不通の場合 (2) 大阪市内乗り入れのJR西日本、阪急、京阪、近鉄、阪神、南海の6交通機関のうち、4交通機関以上が不通の場合 3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。																	
授業等の開始	1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。 (1) 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合 (2) 休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合 <table><tr><th rowspan="2">時刻</th><th colspan="2">時限</th></tr><tr><th>経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科</th><th>理工学研究科</th></tr><tr><td>6：30まで</td><td>第1時限</td><td>第1時限</td></tr><tr><td>10：00まで</td><td>第3時限</td><td>第5時限</td></tr><tr><td>12：00まで</td><td>第4時限</td><td>第7時限</td></tr><tr><td>15：00まで</td><td>第6時限</td><td>第11時限</td></tr></table>	時刻	時限		経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科	理工学研究科	6：30まで	第1時限	第1時限	10：00まで	第3時限	第5時限	12：00まで	第4時限	第7時限	15：00まで	第6時限	第11時限
時刻	時限																	
	経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科	理工学研究科																
6：30まで	第1時限	第1時限																
10：00まで	第3時限	第5時限																
12：00まで	第4時限	第7時限																
15：00まで	第6時限	第11時限																

〈遠隔授業の取扱〉

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2) いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

大規模災害等が発生した際の安否確認について

大規模災害等が発生した際、本学では学生の皆さんの安否を確認するため、全学生に対して立命館のメールシステム宛に「安否確認」のメールを配信します。メールを受信しましたら、文中のURLから安否確認システムへとアクセスし、質問に回答の上送信してください。

なお、立命館のメールシステムのメールを各自の携帯メールアドレスへ転送するよう、入学後に予め転送設定を行っておいてください。

転送設定方法は、本学ホームページより、office365マニュアルを参照してください。

※安否確認システムは『学修支援システムmanaba+R』を利用しています。そのため、manaba+Rにログインすると
＜【立命館大学】安否確認連絡＞のコースが一覧に表示されます。

学籍・学費について

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、修了、退学または除籍によって喪失します。

1 学籍上の氏名と住所等について〈規程：学籍に関する規程第24条〉

(1) 学籍上の氏名

国 籍 区 分	入 学 年 度	学 籍 上 の 氏 名	備 考
日本国籍の学生	—	戸籍上の氏名	英文証明書等のアルファベット氏名の表記方法 ・2012年度以前の入学生 RITSUMEI (姓) TARO (名) →TARO RITSUMEI ・2013年度以降の入学生 RITSUMEI (姓) TARO (名) →RITSUMEI Taro
日本国籍を有しない学生（外国人留学生）	2012年度以前	外国人登録証明書または旅券（パスポート）に記載のある氏名または通称名	—
	2013年度以降	住民票の写しまたは旅券（パスポート）に記載のあるアルファベット表記の氏名	氏名の表記方法 RITSUMEI（ファミリーネーム）SAIONJI（ミドルネーム）TARO（ギブンネーム） → RITSUMEI Taro Saionji
日本国籍を有しない学生（外国人留学生を除く特別永住者等）	2012年度以前	外国人登録証明書または旅券（パスポート）に記載のある氏名または通称名	—
	2013年度以降	住民票の写しに記載のある氏名または通称名	—

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、スポーツ健康科学部事務室に申し出てください。スポーツ健康科学研究科委員会等で審議の上、その使用を認める場合があります。

通称名を使用する場合は、学籍簿および学位記の氏名については、通称名を記載した上で上記に基づく氏名（本名）を併記します。なお、各種証明書、個人別時間割表、成績通知表等の書類は通称名しか記載しませんが、外国籍の学生（特別永住者を除く）の証明書については、旅券（パスポート）または住民票の写しのアルファベット氏名を記載します。

(2) 住所等の変更手続

変 更 事 由	手 続 等	提 出 先
本人の現住所・電話番号の変更	「CAMPUS WEB」で修正	—
帰省先・学費請求先・保証人の住所および電話番号の変更	「住所変更届」の提出	学びステーション
保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更	「保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更届」の提出	

2 学生証番号

入学を許可した者に学生証番号を付与します。学生証番号は、原則として在籍中も修了後も変わりません。

〈学生証番号の仕組〉

学生証番号（11ケタ）の構成



※各記号は、以下の内容を指します。

〇〇：研究科、●●：課程・専攻など、△△：入学年度、□□□□：個人番号、■：チェックデジット

3 学生証

(1) 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。以下の場合に提示が必要になりますので、常に携帯してください。

- ・定期試験の受験
- ・成績通知表や各種証明書の交付
- ・図書館等の本学施設の利用
- ・本学教職員等から提示を求められたとき

※学生証を紛失・盗難にあった場合は、警察署および学びステーションに届け出てください。

※毎年度「在籍確認シール」を交付しますので、学生証の裏面に必ず貼ってください。有効期間は1年間です。当該年度の在籍確認シールの貼付がない学生証は無効です。

(2) 学生証の記載事項の変更、再交付および返還

学生証に関する事由	手 続 等
学生証の記載事項の変更	学びステーションに申し出てください。
学生証の再交付	※再交付には下記が必要です。 ・再交付手数料2,000円 ・写真 →3ヶ月以内に撮影、背景無地、脱帽正面向け、カラー、光沢、フチ無しの縦30ミリ×横25ミリ
学生証の返還	修了、退学、除籍、休学の場合には、学生証を返還してください。 ※修了時は、学位授与式で返還の機会を設けます。

4 標準修業年限および在学年限

(1) 標準修業年限

本学の教育課程を修了するために必要な修業年限は、下記の通りです。

課 程	標準修業年限
博士課程前期課程	2年
博士課程後期課程	3年

(2) 在学年限

在学年限とは、本学に在学できる最大の期間をいい、この年限を超えて在学することはできません。また、休学した学期、退学および除籍となった学期は、在学期間に算入しません。ただし、学期末日が退学および除籍の日となる学期は、在学期間に算入します。

課 程	在学年限
博士課程前期課程	4年
博士課程後期課程	6年

5 回生**(1) 回生の進み方**

通常、入学と同時に1回生となり、単位の修得状況などに関わらず1年単位で回生は進行します。たとえば、標準修業年限が2年の博士課程前期課程の場合、2回生終了時点までに修了に必要な単位を修得できなかった場合には、4回生まで回生は進行しますが、在学年限4年を超えて在学することはできません。

(2) 休学した場合の回生の進み方

休学前の学期の在学状態により、復学後に回生が進行する場合と進行しない場合があります。

- ・後期に在学していた場合：回生は進行します。
- ・後期に在学していなかった（休学した）場合：回生は進行しません。

6 二重学籍の禁止

本学在籍中に他の大学に同時に籍を置くことはできません。ただし、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合があります。スポーツ健康科学部事務室に相談してください。

なお、関西四大学大学院単位互換制度でスポーツ健康科学研究科の承認を受けて他大学院の授業科目を履修する場合は、改めて本学の許可を受ける必要はありません。

7 休学〈規程：大学院学則第60条、学籍に関する規程第2～5条、学費等の納付に関する規程第10条〉**(1) 休学の制度**

病気その他やむを得ない理由により、当該学期の授業開始日より定期試験終了日までの期間中、継続して2ヶ月以上就学することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学の許可については、スポーツ健康科学研究科委員会等で審議を行います。また、病気のため、就学することが適当でないと認められる場合に、休学を命ずることがあります。

- ①休学期間は在学期間に算入しません。
- ②休学期間は継続して2年以内です。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがあります。
- ③休学期間は入学時から通算して3年を超えることはできません。
例：2018年度・2019年度に休学（2年間休学）、2020年度に復学、2021年度に休学（1年間休学）の場合は、今後、休学することはできません。
- ④休学期間中は、学費に代えて、在籍料を納付しなければなりません。

(2) 休学の手続等**①休学の申請書類**

休学を願い出の場合は、所定の「休学願」（保証人連署）および継続して2ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類をスポーツ健康科学部事務室に提出しなければなりません。

休学事由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書
海外渡航（私費による海外留学、海外インターンシップ、海外ボランティア、その他海外での学習・研究活動）	受け入れ先の機関・団体が発行する受入証明書
兵役	兵役証明書
その他	継続して2ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

②休学申請期限および休学期間

申請期限は以下の通りです。休学期間は、前期、後期または当該年度の1年間のいずれかを単位とします。ただし、学期または年度開始以後に休学の許可を受けた場合は、休学許可日が休学開始日となりますが、学期または年度開始日から休学許可日の前日までの期間も休学期間とみなします。

休学期間	申請期限
前期または当該年度の1年間	5月31日まで
後期	11月30日まで

(3) 休学期間中の在籍料

休学期間中の在籍料は、1学期につき5,000円です（その他諸会費が必要となる場合があります）。在籍料は、休学許可日から2週間以内に納付しなければなりません。

(4) 休学期間終了の手続

休学期間終了直前（前期は7月下旬、後期は1月下旬）に、休学期間終了後の就学について本人および保証人宛に「休学期間終了に伴う手続について」を送付しますので、以下の手続をしてください。休学期間終了日までに手続がなかった場合は、休学期間終了日をもって除籍となります。

休学期間終了時期	休学期間終了にあたっての手続
前期末終了	8月1日～8月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出
後期末終了	2月1日～2月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出

8 復学（規程：学籍に関する規程第6～7条）

復学する場合は、所定の「復学願」（保証人連署）をスポーツ健康科学部事務室に提出してください。

※休学事由が病気による場合は、主治医の診断書の提出と本学保健センター医師の診察を受ける必要があります。

※復学時の学費は、復学する回生の学費となります。

【手続期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前期	前年度の2月1日～2月末日
後期	当該年度の8月1日～8月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の手続期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前期	前年度の12月1日～12月末日
後期	当該年度の6月1日～6月末日

【復学時の学生証番号および適用カリキュラム】

①2012年度以前の入学生が休学して復学する場合

復学時の回生に適用される年度のカリキュラムとなり、学生証番号もその年度に対応した学生証番号に変更となります。したがって、休学前と復学後で学修するカリキュラムが異なる場合があります。この場合に休学前の既修得単位は、復学後のカリキュラムにあわせて単位認定を行うこととなります。その結果、科目によっては単位が認定できないこともあります。

②2013年度以降の入学生が休学して復学する場合

復学にあたっては、休学前の学生証番号および適用カリキュラムを継続することになります。ついては、2012年度以前に入学した場合であっても、復学時に2013年度以降のカリキュラムおよび学生証番号が適用された場合は、それ以降に再度休学・復学をしてもそのカリキュラムと学生証番号は変更されず、既修得単位もそのままとなります。ただし、2013年度以降のカリキュラムの各授業科目は、通常の修業年限をふまえて開講しますので、復学後に開講されない科目もあります。

9 留学〈規程：大学院学則第63条、学籍に関する規程第10～13条〉**(1) 留学の制度**

本学が提供する留学プログラムで留学する制度で、留学の願い出を受けて審議の上、教育上有益であると認めた場合に許可します。

また、学生が個人で留学先を確保した場合、スポーツ健康科学研究科が教育上有益であると認め、スポーツ健康科学研究科と留学先との間で合意等が成立した場合に、「留学」として認めることがあります（個別合意にもとづく留学）。事前にスポーツ健康科学部事務室に相談してください。

(2) 留学期間

留学期間は在学期間に算入します。留学先大学の事情等により、本学の学期と異なる場合がありますが、留学開始日は、留学が許可された本学学期の開始日となり、留学終了日は、留学が許可された本学学期の終了日となります。

(3) 留学の手続等**①申請手続**

留学を志願する場合は、所定の「留学願」（保証人連署）をスポーツ健康科学部事務室に提出してください。

②留学中の学費

協定に基づく留学の場合、本学学費の取り扱いは留学プログラムによって異なります。詳細は国際教育センターで配付する海外留学の募集要項で確認してください。なお、「個別合意にもとづく留学」の場合は、本学学費を通常通り納付の上、留学先大学にも個人で学費を納付する必要があります。

③留学終了の手続

帰国した後に、所定の「留学終了届」とあわせて留学先の履修期間および成績が明記された「単位認定願および単位認定書」を提出してください。

10 退学〈規程：大学院学則第64条、学籍に関する規程第18～19条〉**(1) 退学の要件および退学の手続等**

事情により退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）をスポーツ健康科学部事務室に提出し、許可を得なければなりません。

(2) 退学日

退学日は、スポーツ健康科学研究科委員会等の議を経て、学長が決定します。成績の認定はその学期最終日に在学していることが条件となりますので（退学日が9月25日または3月31日の場合は、当該学期に修得した単位および当該学期の在学は有効）、当該学期の学費を納付済みで成績の認定を受けたい場合には、退学申請時にこの旨を申し出てください。退学の審議は、研究科委員会等の日程との関係上、2週間から1ヶ月かかります（退学日は研究科委員会等で許可された日です。申請日が退学日になるわけではありません）。

11 除籍〈規程：大学院学則第65条、学籍に関する規程第20条〉

以下に該当する者は除籍となり、本学大学院生の身分を失います。

除籍事由	除籍日
授業料、特別在学科（注）または在籍料を納めない者	前期：8月末日、後期：2月末日
在学年限を超えた者	在学年限の最終日
休学期間が通算3年を超えてなお、復学しない者	休学期間終了日
休学期間終了日まで所定の手続をとらなかった者	休学期間終了日

（注）特別在学科とは、「Ⅷ 学費(6)博士学位審査のために標準修業年限を超えて在学する場合の特別在学科について」に記載の者、および、協定に基づく本大学院と他大学の学位取得プログラムにおいて他大学院での学位取得中で、当該他大学院に対する学費の納付を要する者に適用されます。

12 再入学〈規程：大学院学則第56～59条、入学の出願および入学手続に関する規程第4～6条〉

(1) 再入学の要件等

退学または除籍となった者が、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、在学年限を超えて除籍となった者および懲戒処分となった者は、再入学の資格はありません。

※再入学制度は、退学・除籍後に再び大学で履修することを保証する制度ではありません。

(2) 再入学の出願手続

以下の出願期間に、「再入学志願票」（保証人連署）をスポーツ健康科学部事務室に提出しなければなりません。手続等の詳細は、「再入学試験要項」（スポーツ健康科学部事務室で配付）を確認してください。

【出願期間】

再入学を願い出る学期	出願期間
前 期	前年度の2月1日～2月末日
後 期	当該年度の8月1日～8月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の手続期間】

在留資格の取得手続に時間がかかるため、下記の期間に出願することができます。

再入学を願い出る学期	出願期間
前 期	前年度の12月1日～12月末日
後 期	当該年度の6月1日～6月末日

(3) 再入学の手続等

再入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに再入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納付しなければなりません。再入学者については、再入学した回生の新カリキュラムが適用されます。既修得単位については、新カリキュラムに合わせて単位認定を行いますので、その結果、科目によっては単位が認定できない場合もあります。

13 標準修業年限を超えた在学

標準修業年限を超えて在学する場合は、修士論文または博士論文の執筆状況などを記載した所定の書類を、スポーツ健康科学部事務室に提出する必要があります。詳細はスポーツ健康科学部事務室から連絡しますので、確実に手続を行うようにしてください。

14 修了要件・修了日〈規程：大学院学則第29条、第32条、第35条、学籍に関する規程第21条〉

(1) 修了要件

〈博士課程前期課程〉

博士課程前期課程を修了するには、博士課程前期課程に標準修業年限以上在学し、正規の授業を受け、各研究科が定める所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、当該博士課程前期課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することが必要になります。ただし、在学期間に関しては、研究科の定めるところにより、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとします。

〈博士課程後期課程〉

博士課程後期課程を修了するには要件は、博士課程に5年（修士課程または博士課程前期課程を修了した者にあつては、当該研究科における2年の在学期間を含む）以上在学して、各研究科が定める履修要件を満たした上、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することが必要になります。ただし、在学期間に関しては、研究科の定めるところにより、優れた研究業績をあげた者については、3年（修士課程または博士課程前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとします。

以下は、「課程博士の学位授与に関する申し合わせ」の概要です。

〈2010年度以降の1年次入学者および2012年度以降の3年次転入学者〉

修了を希望する月日に応じ、次の期日までに行う必要があります。

希望修了日	授与申請期日
3月31日	当該年度の12月末までの研究科が定める期日
9月25日	当該年度の6月末までの研究科が定める期日

これら授与申請期日の翌日から当該学期末までに学位授与申請をした者は、次学期も引き続き在学し、その学期内で課程博士学位授与の審査を行います。この場合の修了日は、課程博士学位の授与を申請した学期の次学期末とし、次学期が標準修業年限を超えて在学する学期となる場合の学費は、下記「17 学費(6)博士学位審査のために標準修業年限を超えて在学する場合の特別在学料について」を参照してください。

(2) 修了日

課 程	修 了 日
博士課程前期課程	秋分の日または3月20日
博士課程後期課程	9月25日または3月31日

15 満期退学

博士課程後期課程に標準修業年限以上在学し、大学院学則に定める履修要件を満たした者が博士学位を取得せずに退学することを指します。

学期	満期退学日
前 期	9月25日
後 期	3月31日

16 証明書、学割証、証紙

(1) 証明書、学割証

在学生の証明書（一部を除く）および学割証は、証明書自動発行機で発行できます。証明書自動発行機の設置場所、稼働時間など詳細については、【本学ホームページ→在学生の方へ】もしくは【CAMPUS WEB→学びのサポート→証明書】で確認してください。

※休学者、退学者、除籍者、卒業生の証明書（休学証明書・退学証明書・在学期間証明書など）は、学びステーションで発行します。証明書の種類によって、日数がかかる場合があります。証明書の申し込みについては、「①封書でお申し込みいただく方法」と「②証明書発行窓口にお越しいただく方法」の二種類の方法があります。詳細は、下記のURLを確認ください。

証明書申込案内：<http://alumni.ritsumeiji.jp/procedure/info/>

※事務室で手数料が必要な証明書を発行する場合、証紙で支払います。

(2) 証紙について

各種申請に必要となる証紙（各種講座の受講、検定試験の受験、証明書発行、シャトルバス利用など）は、証明書自動発行機または各キャンパスの生協窓口で購入できます。

※生協窓口で販売している証紙は、証明書手数料、バイク登録料、科目等履修選考料、聴講選考料、シャトルバス利用料、シャトルバス回数券です。

証明書、証紙、学割証、通学定期券購入の詳細については、【本学ホームページ→在学生の方へ】に記載しています。

17 学費

(1) 学費額

在籍する研究科・回生に応じて下表に定める学費を納付してください。

〈2017年度入学者に適用する学費〉

①博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2年次 ※
スポーツ健康科学研究科	前期授業料	425,000	425,000
	後期授業料	425,000	425,000

※3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

②博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2年次	3年次
全研究科	前期授業料	250,000	250,000	250,000
	後期授業料	250,000	250,000	250,000

③博士課程前期課程（長期履修生）の学期ごとの授業料

(単位：円)

研究科	長期履修が許可された学期数	金額
スポーツ健康科学研究科	6学期	283,400（1学期あたり）
	8学期	212,500（1学期あたり）

〈2016年度以前入学者に適用する学費〉

①博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2年次 ※
スポーツ健康科学研究科	前期授業料	425,000	425,000
	後期授業料	425,000	425,000

※3年次以降は2年次の学費と同額とする。

②博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2年次	3年次
全研究科	前期授業料	250,000	250,000	250,000
	後期授業料	250,000	250,000	250,000

(2) 学費の納付方法・納付期日

①学費納付案内には、学費等納付書を同封して郵送します。

郵 送 内 容	学費納付案内送付予定
・学費納付案内 ・前期学期分学費等納付書 ・年間学費等納付書	4月上旬
・学費納付案内 ・後期学期分学費等納付書	10月上旬（※）

※前期学期に年間学費を納付した場合は、10月の郵送物はありません。

②郵送先は学費請求書先情報に登録されている住所です。

※学費請求先情報の変更については、学びステーションに届け出てください。

③学費納付案内に同封する学費等納付書（本学専用振込用紙）を使用し、期日までに金融機関から振込んでください。

納付期日は下表の通りです。

納付する学費	納付期日
前期学期分学費または年間学費	5月31日まで
後期学期分学費	11月30日まで

※ただし、納付期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日となります。

(3) 奨学金制度について

奨学金制度の詳細は、奨学金の種類により所属キャンパスの学生オフィスまたは大学院課に相談してください。

(4) 学費未納除籍

学費が所定の期限までに納付できなかった場合、学費未納による除籍となります。早い時期から計画を立て、期日までに納付してください。

(5) 標準修業年限を超えて在学した場合の授業料

標準修業年限を超えて在学した場合は、当該年次の授業料の半額になります。なお、博士課程後期課程に標準修業年限を超えて在学し、大学院学則に定める各研究科の修了要件のうち博士論文以外の要件を満たした者の授業料は学期につき100,000円になります。

(6) 博士学位審査のために標準修業年限を超えて在学する場合の特別在学料について

博士課程後期課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて引き続き在学する場合は、授業料に代えて特別在学料（学期につき25,000円）を納付することになります。



本学での履修について

① 大学からの各種連絡について

本学では、休講・補講、教室変更、定期試験・レポート試験の情報、各種ガイダンスの実施、学生呼び出しなどの諸連絡は、CAMPUS WEB【本学ホームページ→在学生の方へ→CAMPUS WEB】を通じて行います。必ずこまめに確認してください。

なお、電話での問い合わせは受付していません。緊急時以外は、電話での問い合わせは控えてください。

② セメスター（学期）

セメスターとは学期のことで、本学では、1年間で2つのセメスターに分け、各セメスターの中で15週・年間30週の授業を実施しています。

研究科によっては、1年間で4つに分けるクォーター制を導入しています。授業開講形態の詳細については、スポーツ健康科学研究科の時間割等を確認してください。

前期セメスター	4月1日～9月25日
後期セメスター	9月26日～3月31日

③ 単位の考え方〈規程：学則第34条〉

(1) 単位制とは

大学における学修は、「大学院設置基準」に定められた単位制に基づいて行われています。単位制とは、各年次に配当している授業科目を登録・履修し、試験等によって合格の評価を得ることにより、修業年限中に修了に必要な単位を修得していく制度のことです。

(2) 単位とは

「単位」とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は教室等で授業を行う時間（15時間）と学生が事前・事後に教室外で予習・復習を行う時間（30時間）の合計で45時間の学習を要する教育内容をもって構成されています。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことは、単位を修得するための重要な要素であることを理解して学修を進めてください。

(3) 授業時間と単位

本学では、週1回あたりの授業は90分を基本としており、制度上これを2時間とみなしています。したがって、2単位の授業科目では、毎週1回90分の授業を、1セメスターに15週実施し、それに予習・復習を授業時間と同じだけ行うことによって、2単位分の学修を行ったと認められます。

※実験・実習など、科目の授業方法によって予習・復習の時間構成が異なることがあります。

(4) 単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。各授業科目の評価方法は、シラバスに記載されています。

①各年度に開講される授業科目の受講登録を行うこと。

②登録した授業科目を履修し、予習・復習時間を含めた学修に対して評価（レポート試験・平常点評価等）を受け、合格評価を得ること。（成績評価については、P.22参照）

4 授業

本学では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。研究科によっては、土曜日や日曜日にも授業を行う場合があります。なお、夏期集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、土曜日や祝祭日に行う場合があります。

(1) 授業の開講形態

通年	1年間を通して開講する授業
前期	前期セメスターに開講する授業
後期	後期セメスターに開講する授業
夏期集中	夏期休暇中の定められた期間に、連続した日程と時限で開講する授業（※）
前期集中	前期セメスターに週2回以上開講する授業
後期集中	後期セメスターに週2回以上開講する授業

※受講登録は前期に実施しますが、後期授業と位置付け、成績の授与も後期に行います。

(2) 授業時間

P.5を参照してください。

(3) 休講・補講について

授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として補講を行います。

※休講・補講の情報はCAMPUS WEBを確認してください。

※CAMPUS WEBの使用方法是、「学び支援ハンドブック」または【本学ホームページ→在学生の方へ】で公開しているマニュアルを参照してください。

5 公欠〈規程：授業に関する規程第6条〉

(1) 「公欠」の対象

- ①正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
 - ・「教育実習」／「介護等体験」／「社会福祉援助現場実習」／「日本語教育実習」／「博物館実習」
- ②「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき学生が裁判員としての任務を果たす場合
- ③上記に準じて特段の取り扱いが必要である場合

(2) 「公欠」による授業の取扱い

大学は、「公欠」によって成績評価上の不利益を受けないよう、以下の通り取り扱います。

- ①欠席扱いとしない（出席を必要とする日数に算入しない）。
- ②授業内容については次のことを行います。
 - ・授業で配布した資料の配布
 - ・授業範囲の確認および授業ポイントの説明
 - ・自習内容の指示
 - ・その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関わる指導・援助

(3) 「公欠」の手続き

- ①資格課程科目の実習期間が明記された受け入れ先、公的機関からの証明等正式書類を学びステーションに持参してください。
- ②学びステーションでは、日程を確認の上、所定の「公欠届」（研究科長印を押印したもの）を交付します。
- ③交付された「公欠届」は、学生が直接受講科目の授業担当者に手渡してください。

⑥ 「公欠」以外の授業配慮

「公欠」以外に、忌引き（配偶者および2親等内の親族）、災害により授業を欠席した場合は、配慮を行ないます。「公欠」と異なるため、欠席となりますが、学生が下記を証明する書類（死亡に関する公的証明書、被災証明書）（写し可）を直接担当教員に持参して配慮を申し出てください。

この場合は、学生が学すべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・ 授業で配布した資料の配布
- ・ 授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・ 自習内容の指示
- ・ その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関わる指導・援助

⑦ 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合

(1) 「出席停止」の命令

学生・院生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」「学校法人立命館学校保健安全管理規程」「立命館大学授業に関する規程」に基づき、学長が「出席停止」を命じます。「出席停止」となった場合は出席停止期間が過ぎるまで大学に来てはいけません。

(2) 「出席停止」となった場合の授業の取り扱い

「出席停止」により授業に出席できなかった場合は「公欠」とはなりませんが、以下の手続きを行うことにより授業に関わる指導・援助を受けることができます。必要に応じて手続きを行ってください。

- ① 「出席停止」となった学生・院生は、治癒後に医療機関より「学校感染症治癒証明書」の交付を受け、保健センターに届け出てください。
- ② 保健センターでは、学校感染症の治癒を証明する「学校感染症治癒証明書（写）」を発行します。
- ③ 学生・院生は、「学校感染症治癒証明書（写）」を、学びステーションに持参し、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の申請手続きを行ってください。
- ④ 学びステーションでは、学生・院生の授業科目・担当者・時間割を確認したうえで、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」（学部長印を押印したもの）を交付します。
- ⑤ 「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の交付を受けた学生・院生は、証明書を直接授業担当者に手渡してください。
- ⑥ 授業担当者は「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」にもとづき、「出席停止」となった授業の内容について円滑に学習ができるよう、可能な限り次のことを行います。
 - ・ 授業で配布した資料の配布
 - ・ 授業範囲の確認および授業ポイントの説明
 - ・ 自習内容の指示
 - ・ その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関わる指導・援助

⑧ 学校保健安全法に定められた学校感染症で「公欠」とする場合

本学では、学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、前述の通り「公欠」とはなりませんが、罹患者が多く学生・教職員の安全・感染拡大を防ぐために大学として「公欠」とする決定を行う場合があります。この場合は、別途、学生に取り扱いをお知らせします。

- ・ 【本学ホームページ→在学生の方へ→感染症に罹患した場合の取り扱い】
- ・ 【CAMPUS WEB『学びのサポート』→「感染症に罹患したら」】

9 受講登録

(1) 受講登録とは

単位を修得するためには、受講したい（または受講しなければならない）授業科目を登録（受講登録）する必要があります。シラバス（P.21参照）で授業の内容などを確認しながら、登録する授業科目を選びます。受講登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず、単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関わらず、取り消したり、再度受講登録することはできません。

受講登録は、CAMPUS WEBによって行います。CAMPUS WEBのログインには、RAINBOWユーザーID（※）とパスワードが必要です。授業科目ごとに付番されている番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう確実に手続を行ってください。指定した期間内のみ受け付けますので、必ず期間内に手続を行ってください。

（※）RAINBOWとは、立命館大学内の情報ネットワークシステムの名称で、入学時にRAINBOWユーザーIDとパスワードを全員に発行します。RAINBOWユーザーIDとパスワードは、学内のパソコンを利用する時などに利用します。

【留学から帰国した場合の受講登録について】

本学のセメスター開始日までに帰国し、所定の手続を終えた場合は、当該セメスター科目を受講登録することが可能です。しかし、本学のセメスター開始日を過ぎて帰国した場合は、当該セメスターに開講される科目を受講登録することはできません。ただし、その場合でも、第1回目の授業から受講できる科目などは、受講を認める場合もありますので、スポーツ健康科学部事務室で確認してください。

(2) 受講登録 年間の流れ ※詳細な日程は、スポーツ健康科学研究科からの案内を確認してください。

期間	時期	受講登録種類
前期セメスター	4月上旬	抽選科目登録（①）
		抽選科目・抽選結果発表
		前期本登録（②） 時間割確認期間（全員）
	4月下旬	前期受講辞退（④） 時間割確認期間（前期受講辞退した者のみ対象）
後期セメスター	9月下旬	後期修正登録（③） 時間割確認期間（修了該当回生全員、その他の回生は後期受講登録修正した者のみ対象）
	10月下旬	後期受講辞退（④） 時間割確認期間（後期受講辞退した者のみ対象）

①抽選科目登録・別途手続き（4月）

受講者数に定員がある授業科目について、受講本登録よりも前に登録を受け付け、抽選によって受講を許可します。受講が許可された後に辞退することはできませんので、注意してください。受講が許可された場合は、自動的に登録されるので、あらためて受講登録を行う必要はありません。

②前期本登録（4月）

抽選登録授業を除く、受講したい（または受講しなければならない）すべての授業科目を登録します。なお、受講を希望する後期の科目も、前期の受講本登録期間に受講登録してください。

③後期修正登録（9月）

後期セメスター開講後に、履修計画が変更になった場合、年間受講登録上限単位数を超えない範囲で後期セメスターの授業を変更（追加登録・登録取消）することを認めています。なお、年間受講登録上限単位数には、前期に不合格（F評価）となった科目の単位数も含まれます。

④前期受講辞退（4月）、後期受講辞退（10月）

前期・後期セメスター開講後、一定期間（約1ヶ月）が経過した時点で、すでに登録している授業科目の受講を辞退することができます。受講開始後に履修計画が変わった場合に行います。ただし、受講辞退を認めていない授業科目もありますので、各自で確認するようにしてください。なお、受講辞退した授業科目はGPA算出（下記⑩(1)参照）の際には算入しません。

(3) シラバス

シラバスには、それぞれの科目の「授業の概要」「受講生の到達目標」「成績評価方法」等の内容を掲載しています。受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認してください。

※詳細は、「学び支援ハンドブック」【本学ホームページ→在学生の方へ→学び支援サイト】を参照してください。

- ・【本学ホームページ→在学生の方へ→シラバス】
- ・【CAMPUS WEB『学びのサポート』→シラバス】

10 成績および単位授与・認定〈規程：大学院学則第23条〉

(1) 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は評価のいかんに関わらず、取り消したり、再度受講登録することはできません。

〈成績表示〉(大学院)

A ⁺	当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた（100点法では90点以上に対応）。
A	当該科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がいくつかある（80～89点に対応）。
B	当該科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目に付く（70～79点に対応）。
C	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている（60～69点に対応）。
F	単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である（60点未満に対応）。

- ①「A⁺」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を授与します。
- ②「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知表にのみ記載され、成績証明書にも次年度の成績通知表にも記載されません。
- ③成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「P」、不合格を「F」とします。
- ④転入学、海外留学、単位互換制度などにより、本学以外で修得した科目を本学で認定する場合は、「N」（認定）で表示します。詳細はスポーツ健康科学部事務室で確認してください。

【GPA（Grade Point Average）】

GPAとは成績評価を数値化したものです。本学独自の換算方法で数値化されており、学内で行われる様々な選考の基準として使用しています。GPAは成績通知表には記載されます（成績証明書には記載されません）。

〈本学の換算方法〉

$$\frac{5 \times A^+ \text{修得単位数} + 4 \times A \text{修得単位数} + 3 \times B \text{修得単位数} + 2 \times C \text{修得単位数}}{A^+, A, B, C, F \text{評価の合計単位数}}$$

※自由科目（修了要件に算入しない科目）はGPA計算の対象になりません。

(2) 単位授与の時期

単位授与の時期は、下表の通り、科目が開講されるセメスターにより異なります。なお、単位授与されるには、下表の単位授与時期に、「在学」または「留学」中である必要があります（「休学」中の場合は、単位授与されません）。

科目開講時期	単位授与時期
前期	前期セメスター末
夏期集中	後期セメスター末
後期	後期セメスター末
通年	後期セメスター末

(3) 他大学院等で修得した単位の認定〈規程：大学院学則第37条、第38条〉

①入学前の既修得単位の認定について

本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがあります。

このうち、入学前に本研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、転入学の場合を除き、12単位を上限とします。

また、他大学大学院（本学他研究科および外国の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）についても、転入学の場合を除き、上記とは別に10単位を上限として、本研究科において修得した単位として認定する場合があります。希望者は、事前にスポーツ健康科学部事務室に相談してください。

②入学後に他大学大学院等で修得した単位の認定について

本学の他研究科および他大学大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位は、10単位を上限として、修了に必要な単位として認定する場合があります。

なお、単位認定を希望する場合には、スポーツ健康科学部事務室で詳細な取り扱いについて確認してください。

(4) 成績発表

各セメスター末に成績通知表を交付します。単位の修得状況を確認の上、次のセメスターの履修計画を立ててください。

(5) 成績確認制度

成績発表後、次の①～④に該当する科目については、「成績確認制度」に基づき、成績評価を確認することができます。

- ①受講登録をしたが、成績評価の記載がない科目
- ②受講登録をしていなかったが、成績評価が記載されている科目
- ③シラバスにある成績評価基準を満たしていなかったが、有効評価（「A+」「A」「B」「C」「P」）と記載されている科目
- ④受講登録し、シラバスにある成績評価基準を満たしたにもかかわらず、「F」評価となった科目

【申請方法】

成績発表日を含めて3日以内（土・日・祝日を除く）に、申請書を学びステーション（BKC）に提出してください。

※申請の対象となる要件を満たしていないと判断された場合、申請を却下する場合があります。

※本制度は、成績評価を確認することを目的とするものであり、異議申し立てに応じるものではありません。

11 大学院共通科目

(1) 大学院共通科目とは

大学院共通科目として、大学院生の基礎的研究水準の引き上げに役立つ研究基礎科目や主専攻に関連する科目（研究倫理、統計学、プレゼンテーション、英語基礎能力の向上等）を開講します。これらの科目は専門科目における俯瞰的な視点や複眼的な視野を養うことを目的として開講します。詳しくは大学院キャリアパス推進室内にある大学院共通科目のウェブサイト参照の上、手続きを行ってください。

【本学ホームページ→在学生の方へ→大学院生の方へ→大学院キャリアパス推進室→さらなる学び→大学院共通科目】

(2) 受講登録

1) 登録・提出期間

受講登録はCAMPUS WEBで行います。

〈前期〉本登録期間にCAMPUS WEBで登録

〈後期〉9月下旬（詳細は別途提示します）

2) 提出書類

所属研究科での取り扱いが他研究科受講の場合は「他研究科科目受講願（所定用紙、指導教員の所見が必要）」が必要となります。自研究科科目として開講されている場合は、「他研究科科目受講願」を提出する必要はありません。

3) 受講願配付・提出先

スポーツ健康科学部事務室

12 研究倫理教育

大学院生が学問的良心に基づき自由に研究活動を行うためには、研究を進めるにあたって知っておかなければならない行動規範、成果の発表方法などの研究倫理を心得ておく必要があります。大学院生が意図しない部分で倫理的な問題を起こさないためにも、研究倫理の基礎知識、研究倫理を学ぶ必要性・意義などを学び、研究倫理は大学院生が主体的に考えるべき問題であるということを認識することは非常に重要なことです。

これまで本学では、指導教員による研究倫理指導だけでなく、正課科目、課外セミナーによる研究倫理教育の実施や、新入生オリエンテーション等においても研究不正（剽竊、盗作など）に関わる注意喚起等も行ってきました。この間の取り組みも踏まえつつ、全大学院生を対象とした研究倫理教育を実施いたします。

研究倫理教育の実施内容については、大学院キャリアパス推進室内にある研究倫理教育のウェブサイトを参照してください。研究倫理教育は研究活動を進めていくうえで非常に重要であるため、積極的に受講してください。

【本学ホームページ→在学生の方へ→大学院生の方へ→大学院キャリアパス推進室→さらなる学び→研究倫理教育】

13 他研究科科目受講制度

(1) 他研究科科目受講制度について

他研究科科目受講制度とは、本学大学院の他の研究科で開講する科目を受講する制度です。「他研究科科目受講願」をスポーツ健康科学部事務室に提出の上、CAMPUS WEBで受講登録してください。

(2) 受講登録

1) 登録・提出期間

受講登録はCAMPUS WEBで行います。

〈前期〉受講本登録期間（抽選科目については抽選科目登録期間）にCAMPUS WEBで登録

〈後期〉9月下旬（詳細は別途提示します）

2) 提出書類

「他研究科科目受講願」（所定用紙、指導教員の所見が必要です）

3) 受講願配付・提出先

スポーツ健康科学部事務室

4) 認定単位上限

他研究科において履修した単位は、他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した単位と合わせて10単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができます。

5) 受講にあたっての留意事項

研究科の判断で他研究科受講不可になっている科目があります。各研究科の時間割はスポーツ健康科学部事務室にて閲覧できます。シラバスは本学ホームページより確認してください。

受講願の提出がなかった科目については、受講することはできません。

14 関西四大学大学院単位互換制度

(1) 関西四大学大学院単位互換制度について

関西四大学大学院単位互換制度とは、本学と同志社大学、関西大学、関西学院大学との間で協定を結び、実施している単位互換制度です。

1) 出願資格

・各大学院の修士課程、博士課程（前期および後期課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に所属する正規大学院生とします。

2) 受講科目の範囲および単位数

・他大学大学院に履修を願い出ることができる授業科目は、各大学大学院が学生への提供を可能と定めた授業科目で、かつ、学生が所属する大学院において認めたものに限ります。

・他大学大学院で取得できる単位数は、他研究科において履修した単位と合わせて10単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができます。

3) 履修方法、成績評価、単位の授与等

・履修方法、成績評価、単位の授与等は、受け入れ大学大学院が定めるところによります。

・本制度により他大学で修得した科目を本学で認定する場合は、「N」（認定）とします。

4) 履修料等

・履修生の選考料および履修料の徴収は行いません。ただし、演習、実習等に要する費用は、これを徴収することがあります。

5) 施設の利用・関西四大学単位互換履修生証

・履修生が履修上必要な施設・設備の利用については、受け入れ大学院の定めるところによります。

・関西四大学単位互換履修生証については、受け入れ大学院が発行します。

(2) 受講登録の手順について

- 1) 出願期間
4月上旬 ※全研究科共通
- 2) 提出書類
 - ①関西四大学大学院単位互換履修生願書（所定用紙、指導教員の所見が必要）
 - ②写真2葉（カラー 縦3.0cm×横2.5cm）
- 3) 願書配付・提出先
スポーツ健康科学部事務室
- 4) 選考
受け入れ大学院が必要に応じて選考し、決定します。
また、選考結果はスポーツ健康科学研究科を通じて通知します。
- 5) 受講にあたっての留意事項
 - ①受講にあたっては、受け入れ科目担当教員の事前了解を得ておくことが原則となっています。ただし、他大学の授業開始日との関係で、開講までに受け入れ科目担当教員との連絡がとれない場合は、「願書」を提出した後、必ず1回目の授業に出席し、受け入れ科目担当教員に了解を得てください。
 - ②各大学各研究科の時間割・シラバス等の資料は、スポーツ健康科学部事務室にて閲覧できます。
 - ③関西四大学の「春期集中講座」および「冬期集中講座」は履修できません。

(3) 関西四大学大学院の図書館利用について

「関西四大学図書館相互利用協定」に基づき、本学に所属する正規の大学院生については、関西大学・関西学院大学・同志社大学の図書館を利用することができます。利用できる資料や施設の範囲、利用の方法などの詳細は、利用する大学の図書館で確認してください。大学院生の館外貸し出し冊数および期限は3冊2週間以内です。

(4) その他

その他不明な点があれば、別途案内する募集の詳細を確認した上で、スポーツ健康科学部事務室に問い合わせてください。

15 manaba+Rの利用について

本学では、授業内外の学習をWeb上で支援する「manaba+R」という学習支援システムを導入しています。manaba+Rは、科目ごとに、レジュメの掲載、レポート課題、小テスト、電子掲示板などの機能を提供します。授業科目により具体的な利用方法が異なりますので、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は「学び支援ハンドブック」またはホームページ上で公開している「manaba+R利用マニュアル」【本学ホームページ→在学生の方へ→（大学院生）学びのサポート→manaba+R】を参照してください。

16 「Ri-SEARCH」について

本システムは、博士課程後期課程（一貫制博士・4年制博士課程含む）の大学院生を主とした若手研究者が自身の研究活動や研究業績等をWEB上で登録し、当該情報をインターネット上で効果的に公開するものとして、次の3点をその目的に掲げ、運用しています。

- ①大学院学生個人のキャリアパス形成の推進に資する
- ②通常得られにくい大学院生の研究等の情報について一般公開する
- ③大学として大学院生支援のための政策立案の基礎となるデータ収集を進める

また、本システムは、利用対象となる博士課程後期課程（一貫制博士・4年制博士課程含む）在籍中の正規生が自身の研究業績や希望するキャリアについて登録するサイト（研究者情報の登録サイト）と企業、行政機関、教育・研究機関の方々が一括ルーティング対象者の検索、委託研究の依頼対象者の検索等を目的に閲覧できるサイト（研究者情報の閲覧サイト）の2つのウェブサイトにより構成されています。

研究者情報の登録サイト：<https://ri-search-web.ritsumeai.ac.jp>

研究者情報の閲覧サイト：<http://ri-search.ritsumeai.ac.jp>

◆利用権限

博士課程後期（一貫制博士・4年制博士課程含む）課程在籍中の正規生

博士課程後期（一貫制博士・4年制博士課程含む）課程修了・満期退学後5年以内の者のうち希望者

◆機能の特徴

情報を蓄積し、公開する以外に次の機能を有しています。

- ・英語による課程に在学する留学生の利用促進および海外からの一般アクセスへの対応を考慮し、大学院生入力項目・一般公開項目共に、日英両言語併記
- ・学内奨学金申請のための書類を自動作成する機能を付加

※記載しているウェブページは全てCAMPUS WEBの『便利リンク』からアクセスできます。



その他支援

1 進路・就職・インターンシップ

各研究科では、研究科独自に、大学院で培われた専門性を活かした進路・就職のためのサポートならびに企画を実施しています。また、各キャンパスのキャリアセンターでは、専門のアドバイザーによるきめ細かな就職相談に加え、年間を通して各種進路・就職支援プログラムを実施しています。

【キャリアセンターホームページ】 <http://www.ritsumei.jp/career/>

(本学ホームページ→在学生の方へ→学部生の方へ→キャリアセンター)

また、本学ではインターンシップ制度の充実を積極的に図っており、各研究科では、独自の教学理念に基づいたインターンシッププログラムを展開しています。一方で、全学横断のプログラムとしては、「産官学連携による課題解決型の長期インターンシップ」である「大学院コーオプ演習」というプログラムを提供しています（一部研究科は除きます）。また、学生のインターンシップやコーオプ演習の取組みをサポートする専門部署として衣笠、びわこ・くさつ、大阪・いばらきの各キャンパスに「キャリア教育センター」を設置しています。

【キャリア教育センターホームページ】 <http://www.ritsumei.ac.jp/cec/>

(本学ホームページ→在学生の方へ→学部生の方へ→キャリア教育センター)

さらに、本学では大学院生のキャリアパス形成支援のための講座・セミナー等の企画・実施、大学院生のキャリアパス形成に資する情報の提供等を行っています。

【大学院キャリアパス推進室ホームページ】 http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/

(本学ホームページ→在学生の方へ→大学院生の方へ→大学院キャリアパス推進室)

2 本学大学院生を対象とする奨学金・研究助成制度について

大学院生を対象とする奨学金・研究助成制度は、以下のホームページで案内しています。

博士課程前期課程 博士課程後期課程	【大学院キャリアパス推進室ホームページ→奨学金・研究助成】 http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/
留学生対象	【留学生対象奨学金に関するホームページ】 http://www.ritsumei.ac.jp/international/intl_students/scholarship.html/

3 院生教材費について

大学院生の教材等の印刷に際して、1研究科20,000円を補助します。ただし、5名を超える大学院生1人あたり1,500円を加算します。具体的執行については、スポーツ健康科学部事務室に相談してください。

4 教育訓練給付制度（一般教育訓練）について

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。詳しくは厚生労働省のホームページを参照してください。

5 ティーチング・アシスタント (TA) について

本学は、学部学生および大学院生に対する指導の補助を担当する者として、TA（教育補佐）を任用しています。TA制度は、本学大学院生をティーチング・アシスタント（TA）として採用し、教員とともに教育を補佐・援助することを通じて、本学の教育の質の向上を図ると同時に、大学院生に自らの教育力を高め、研究者・教員等の進路への重要なキャリア形成となる機会を提供することを目的としています。詳細はホームページを参照してください。

【TAに関するホームページ】 http://www.ritsumeai.ac.jp/ru_gr/g-ta/

※「ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン」を参照してください。

6 ハラスメント防止について

(1) 立命館大学の取り組み

立命館大学は、すべての学生・大学院生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、教育研究を行い、安全で快適に活動できるコミュニティを創り出すことが、学生・大学院生の学びと成長のために、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。立命館大学では「ハラスメント防止に関する規程」（以下「規程」といいます。）および「ハラスメント防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定し、「立命館大学ハラスメント防止委員会」を設置して、これまで立命館大学が取り組んできた人権尊重の立場を一層明確にするとともに、「いかなるハラスメントも容認しない」取り組みをすすめています。

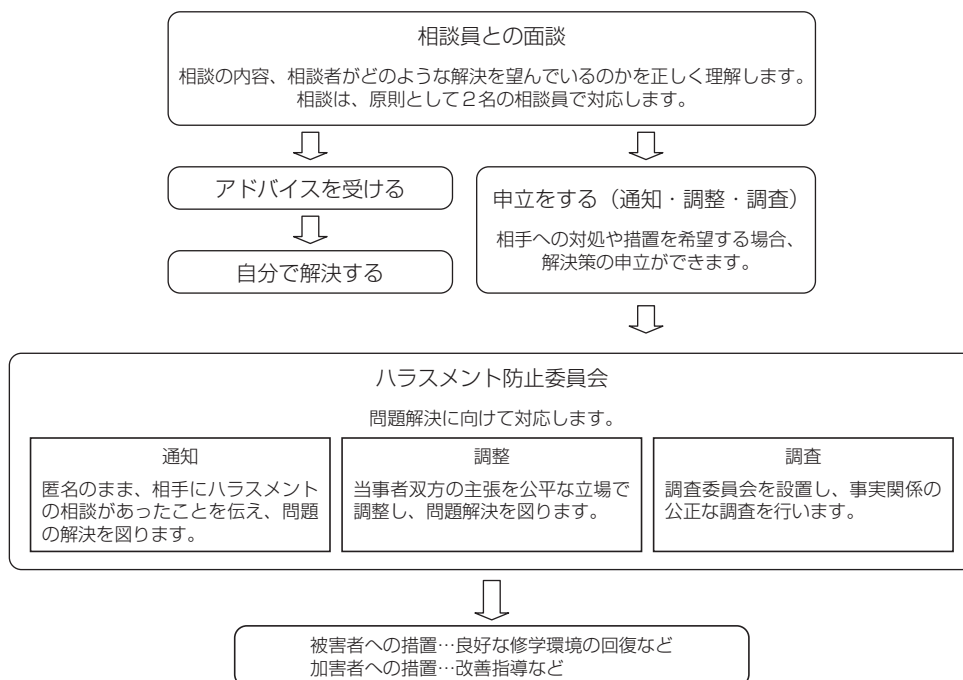
(2) ハラスメント相談について

立命館大学では、ハラスメントに関する相談に対応するために、各キャンパスの学部・研究科やオフィス等にハラスメント相談員（以下「相談員」といいます。）を配置しています。どうしてもいかわからず困っているとき、解決することが困難なときは、相談員に相談してください。解決に向けて、親身になってサポートをします。また友人や知人が悩んでいるときには相談員がいることを教えてあげてください。

相談の申込みは、電話やメールなど相談者にとって最も利用しやすい方法で、ご連絡ください。

相談員には、相談者のプライバシーを保護するための「守秘義務」があります。相談者の了解を得ず、他者に伝えることは決してありません。安心して相談してください。

(3) ハラスメント相談の流れ



(4) ハラスメント防止委員会のホームページについて

規程やガイドライン、相談員の情報（氏名・部署・連絡方法）、ハラスメント防止委員会の活動等は以下のHPで確認することができます。

【ハラスメント防止委員会】

<http://www.ritsumeai.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/>（本学ホームページ→「学生生活・就職」→「ハラスメントの相談」）

7 大学院関係の窓口（びわこ・くさつキャンパス）

窓口時間は掲示等を参照してください。

事 項	問い合わせ先／留意事項
学籍に関すること 履修に関すること ・科目等履修生に関すること ・聴講生に関すること ・研究生、研修生に関すること ・教職免許に関すること ・関西四大学大学院単位互換制度に関すること 入学試験、進学に関すること ・大学院入学試験要項の配布 ・大学院入学試験要項に関すること 学位に関すること ・修士論文、博士論文に関すること ・学位授与式に関すること 学内の奨学金・支援制度に関すること ・立命館大学大学院2年次対象成績優秀者奨学金 ・研究科独自奨学金 ・教材費補助に関すること ・TAに関すること 学費納入に関すること 廃棄物処理 その他全般	スポーツ健康科学部事務室 （インテグレーションコア2階） ※事項により研究指導教員に十分相談すること。
各種証明書の申し込み	学びステーション （プリズムハウス1階）
大学院施設に関すること 日本学術振興会特別研究員の申請に関すること 大学院キャリアパス支援プログラムに関すること	大学院課（BKC） （アドセミナリオ1階）
以下の奨学金の相談・申し込み ・日本学生支援機構奨学金 ・民間財団等の奨学金 ・立命館大学大学院貸与奨学金（緊急貸与）制度 教室の利用申し込み 学生生活援助金の相談・申し込み 学生教育研究災害傷害保険の相談・申し込み 院生連合協議会に関すること	学生オフィス （セントラルアーク1階）
RAIに関すること 立命館大学理工学振興会奨学金に関すること	人文社系：リサーチオフィス（BKC） （アクロスウイング5階） 理工系：リサーチオフィス（BKC） （ローム記念館1階）
図書館の図書・雑誌の閲覧、貸出、複写 レファレンスサービス 各種講習会の申し込み	メディアセンター、メディアライブラリー （図書館サービス課：アクロスウイング2階）
RAINBOWの利用・相談・申請に関すること パソコン等情報機器・ネットワークの利用・相談	RAINBOWサービスカウンター：情報基盤課（BKC） （アクロスウイング2階）
全学対象海外留学プログラムに関すること 外国人留学生対象の以下の手続きに関すること ・奨学金 ・在留手続き ・国民健康保険 ・学資貸与制度 ・資格外活動 ・その他生活相談 国際交流企画の申し込み	BKC国際教育センター （アクロスウイング1階）
進路・就職相談、就職希望登録、進路決定届	キャリアセンター （プリズムハウス2階）
公認会計士・公務員試験等各種資格取得講座	エクステンションセンター （プリズムハウス2階）
外国語講座・海外研修の申し込み	言語習得センター（CLA） （言語教育企画課（BKC）：アクロスウイング1階）

事 項	問い合わせ先／留意事項
学生生活に関する相談	BKC学生サポートルーム (学生オフィス：セントラルアーク1階)
けが・病気 健康診断証明書発行に関すること	保健センター（ウエストウイング1階） ※診療を受ける場合は、「健康保険被保険者証」を持参のこと ※証明書発行は定期健康診断受診済であること
カードリーダー登録（所定用紙）	クレオテック滋賀管理課 (コアステーション1階)
バイク登録 落とし物 貸し傘 休日・深夜使用届（所定用紙）	キャンパス管理室 (コアステーション1階)

IV

スポーツ健康科学研究科での学修

1 スポーツ健康科学研究科開設の背景

立命館大学は、社会的要請に応え学問の発展に寄与し続けることが、高等教育機関としての社会的使命であると強く認識し、このような使命のもとで、私立総合大学としての学士課程の編成ならびに（高度）専門職業人・研究職の育成が可能な研究科課程の編成を行ってきました。

21世紀を迎えた今、いかに健康的で豊かな暮らしを送っていくかは人類的な課題になっています。例えば肥満の問題は、先進国のみならず発展途上国でも問題となっており、これらの問題を解決するには、その国における固有の食生活や生活習慣を考慮した健康科学からのアプローチが求められています。一方で、人類の限界に挑戦するという意味でのスポーツ競技のトップパフォーマンスを発揮するためには、最先端の科学的観点からのサポートが不可欠となっています。また、健康やスポーツ課題を実践的に取り組み、定着させるには、スポーツや健康に関わる組織を専門的な観点からマネジメントすることも必要不可欠ともいえます。そしてこのような多様な課題とその解決策は一つの分野で完結するわけではなく、研究成果を共有し、互いに刺激を受けることによって、新たに高度な知見を得ることが必要です。

我が国におけるスポーツ健康科学分野に関わる社会的要請は、近年の余暇時間の増大と労働内容の変化、平均寿命の漸増と少子高齢化を背景とした健康寿命延伸への期待と関心、生活習慣病予防による中長期的な医療費適正化対策、スポーツパフォーマンス向上のための科学的手法の確立、総合型地域スポーツクラブ等の展開による地域単位での運動習慣の発達・発展等によってますます高まっています。特に今後、人口減少の社会を迎えるにあたり、健康で活発な国民をサポートするスポーツ健康科学分野の発展は、社会にとって重要であり、また早急に対策の必要な課題の一つとなっています。

社会の変化によって、スポーツ健康科学分野には様々な実践的役割を果たすことが必要とされ、社会的要請の高まりに応えるように学問分野も発展してきており、今もなお発展し続けています。これまで、スポーツ健康科学分野に関わる学問としては、スポーツと健康をキーワードとする「体育学」がその中心を担い、学際的な視野を有して発展してきました。しかし、今般のスポーツ健康科学分野における人類的課題の解決、学問領域の多様化、また併せて学問領域が深化することによって、これらの学際性をさらに発展させていくために、関連諸科学である医学、保健衛生学、理学、工学、教育学、経済学、経営学等といった隣接する専門知識を深め、さらなる総合的・学際的融合発展をはかり、スポーツ健康分野の発展を促していくことが求められています。

スポーツ健康科学分野は、社会的動向に見られるように、近年特に注目されています。本学のこれまでのスポーツ健康科学分野の教育研究における取り組みを礎に、スポーツ健康科学分野が有する総合性・学際性をさらに発展させ、関連諸科学と連携した新しい研究科として「スポーツ健康科学研究科」がスタートしました。本研究科は、2010年4月の開設当初は修士課程のみでしたが、2012年4月に博士課程後期課程を開設し、これに伴い、修士課程は博士課程前期課程に課程変更しました。2014年度には、初の博士学位取得者を輩出し、博士課程としての完成年度を迎えました。

スポーツ健康科学研究科の設置は、本学園の建学の精神（自由と精神）、教学理念（平和と民主主義）、立命館憲章「教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める」の具体化を担うものであり、上述のような社会的要請や学園からの期待に応えるべく、今後も教職員と学生が一体となって研鑽につとめていきます。

2 スポーツ健康科学会について

(1) スポーツ健康科学会の目的および構成員

スポーツ健康科学会は、スポーツ健康科学に関連する学術研究およびその成果の発表・普及を目的とし、本学スポーツ健康科学部・大学院同研究科の学部生・大学院生・教員等によって構成される組織です。また、スポーツ健康科学会の中には、「学生委員会」ならびに「大学院生委員会」が結成されており、学部生や大学院生の学び・研究の活動支援を行っています。

(2) 事業

スポーツ健康科学会は、その目的を達成するために、次の事業を行っています。

- ①学会誌「立命館スポーツ健康科学」の編集と発行
- ②研究会、講演会等の開催
- ③教育・研究活動に対する補助
- ④その他、スポーツ健康科学会常任委員会において適当と認めた事業

(3) 学会参加費等について

「(2) 事業③」に関わり、スポーツ健康科学会に所属する大学院生が、国内外で実施される学会・シンポジウム等に参加し、研究発表などを行う場合や、正課の実習活動に参加する場合に、学会参加費、国内旅費、海外渡航費等の一部を援助し、国内外における積極的な研究活動を促進します。詳細は、別途スポーツ健康科学会より案内します。

(4) 会費

大学院生は、半期につき4,000円の会費を納付していただきます。

(5) 役員（大学院生）

会則により、スポーツ健康科学研究科に所属する大学院生の中から、主体的に運営に関わる役員を選出します（常任委員1名、監査委員1名）。



博士課程前期課程

1 前期課程：人材育成目的

スポーツ健康科学研究科は、スポーツ健康科学の高度な専門性に基づく理論と実践を有し、豊かな人間性とリーダーシップを備え、社会の発展に貢献する有為な人材の養成を目的とします。その上で、博士課程前期課程は、スポーツ健康科学分野の専門的かつ高度な実践力と研究力をもつとともに、研究成果を社会に発信できる専門職業人ならびに研究者の養成を目的とします。

スポーツ健康科学研究科は、この分野の専門的で高度な「実践力」と「研究力」を備え、研究成果を社会に発信できる専門職業人ならびに研究者を育成することを教育・研究の重点に据えています。社会への発信とは、高度専門職業人ならびに研究者としての活動や関連する学会、国内外の学術雑誌・科学雑誌を通して自らの知見・研究成果を広く社会に提案することです。また、「リーダーシップ」「コーチング力」の2つの力を高めると共に、自らの専門性を深め、本研究科での教育研究を通じ、スポーツ健康に関わる新たな理論を生み出すことができる人材の育成を目指します。

2 前期課程：ディプロマポリシー（学位授与方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程は、スポーツ健康科学に関わる専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持つとともに、研究成果を社会に発信することで、社会への還元活動を行うことができる専門職業人ならびに研究者を育成することを目標とします。その上で、自らの専門性を深め、スポーツ健康に関わる新たな理論を生み出すことが可能な人材の育成を目指し、修了時に学生が身に付けるべき能力・力量を以下のように定めています。

これらの能力・力量は、研究科の課程が規定する所定単位の修得および論文審査に合格することによりその達成とみなし、修士（スポーツ健康科学）の学位を授与します。

- (1) 専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持ち、研究成果を社会に発信できる。
- (2) 「リーダーシップ」と「コーチング力」を備えている。
- (3) 2つの領域から選択した博士課程前期課程教育における確かな専門知識を備え、より質の高い研究を自主的に設計できる。

3 前期課程：カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程の人材育成目的を達成するために、以下のような基本コンセプトに基づき教育課程を編成しています。また、研究課題を、複数の科目を通して体系的に履修することにより深めていくためのコースワークを充実させています。指導教員のもと、演習やコースワーク、修士論文の作成指導などを有機的に連携させつつ研究をすすめ、修士論文を執筆します。

なお、中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を所有している場合には、本研究科の課程修了と同時に同一校種の専修免許状取得が可能なカリキュラムとしています。詳細は「[7 専修免許状取得について（P.36）](#)」を確認してください。

(1) 1 専攻と2つの領域

総合的・学際的なアプローチからスポーツ健康科学の学習と研究を進めるために、専攻は「スポーツ健康科学専攻」の1専攻とします。また、専攻を構成する教育・研究の柱としての領域は「身体運動科学領域」、「スポーツ人文社会科学領域」としています。

①身体運動科学領域

スポーツ・パフォーマンスを科学的アプローチにより解析する教育・研究、あるいは健康の維持・増進を科学的根拠に基づき説明する教育・研究を行います。

②スポーツ人文社会科学領域

スポーツ健康分野の教育・マネジメント力量を向上する教育・研究を行います。

(2) 総合的・学際的な教育と研究

研究を計画的に進める上で、必要となる領域共通のスキルを共通基礎科目に設定しています。

(3) 連携型教育・研究

国際連携、地域連携、国内外のスポーツ健康産業界との連携など、様々な連携により教育・研究を推進します。

(4) 理論と実践

理論と実践の両輪を通じた教育・研究活動を実施します。コースワークでは、理論の基礎を修得しつつ、インターンシップなどの連携プログラムの実施や、学部・研究科基本棟にある最先端の施設・設備を活用した実践的研究を行います。

(5) びわこ・くさつキャンパスの特徴を活かした教育研究の推進

びわこ・くさつキャンパスにある他研究科開設科目の受講を認めています。また、全国トップレベルのカレッジスポーツの活動拠点という、びわこ・くさつキャンパスの特性を活かし、理論と実践による教育・研究を行います。

4 前期課程：アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

スポーツ健康科学の基礎的素養を備え、総合的・学際的な教育・研究を通じて、社会の発展に貢献することができるために、以下のような事について学術的な興味を持ち、得た知識を社会に広く還元したいという意欲を持つ人材を求めます。

〈関心・意欲〉

- ①スポーツ健康科学の社会的な諸課題の解決について、強い関心を有する者。
- ②総合的・学際的なアプローチを用いて新たな研究分野を切り開こうとする者。
- ③理論と実践を通じた研究活動を展開し、社会に還元する意欲のある者。

〈基礎的素養〉

- ①スポーツ健康科学を構成する学問の基礎知識を有し、論述、口述などにより、自らの考えを論理的かつ明快に表現できる。
- ②スポーツ健康科学に関連した記事・論文等の英文読解力、ライティング力を備えているか、英語に関する基礎的な力を有する。
- ③スポーツ健康科学に関連した現場での実践経験を有する、もしくは関心がある。

5 前期課程の修了要件

(1) 標準修業年限 2年（最長4年）

(2) 修了に必要な単位数と要件

科目区分	必要単位数	科目区分	必要単位数
基礎科目	10単位以上	共通基礎科目	8単位
		専門基礎科目	2単位以上
展開科目	10単位以上	自領域	6単位以上
演習科目	8単位以上	演習	6単位以上
		研究指導	2単位以上
自由科目	—		
合 計	30単位以上		

修了に必要な単位を修得し、かつ修士論文の最終試験（口頭試問）に合格すること。

6 前期課程開設科目一覧

科目区分		科目名称	必修	単位数
基礎科目 (10単位以上)	共通基礎科目 (8単位)	科学研究特論	●	2
		研究調査特論	●	2
		リーダーシップ特論	●	2
		専門英語	●	2
	専門基礎科目 (2単位以上)	身体運動科学特論	ス	2
展開科目 (10単位以上)	身体運動科学領域 (自領域より6単位以上)	スポーツ人文社会科学特論	身	2
		スポーツトレーニング特論		2
		運動生理・生化学特論		2
		健康増進科学特論		2
		バイオメカニクス特論		2
		スポーツ工学特論		2
	スポーツ人文社会科学領域 (自領域より6単位以上)	運動処方特論		2
		スポーツ教育学特論		2
		スポーツ栄養教育学特論		2
		コーチング行動学特論		2
		スポーツマーケティング特論		2
		スポーツマネジメント特論		2
	特殊講義	スポーツビジネス特論		2
		スポーツ健康科学特論		2
		スポーツ健康科学キャリアプロジェクト	●	2
	キャリア形成科目 (2単位以上)	インターンシップ		2・4
		外国留学科目		1～4
演習科目 (8単位以上)	演習 (6単位以上)	身体運動科学演習Ⅰ	身	2
		身体運動科学演習Ⅱ	身	2
		身体運動科学演習Ⅲ	身	2
		スポーツ人文社会科学演習Ⅰ	ス	2
		スポーツ人文社会科学演習Ⅱ	ス	2
		スポーツ人文社会科学演習Ⅲ	ス	2
	研究指導 (2単位以上)	研究指導Ⅰ		2
		研究指導Ⅱ	●	2
自由科目		単位互換履修科目		1～4
		大学院コーオブ演習		2

※科目区分（ ）内は修了に必要な単位数です。

※「必修」欄の見方：●＝必修、身＝身体運動科学領域は必修、ス＝スポーツ人文社会科学領域は必修

※自由科目は修了に必要な単位に含みません。

※他研究科科目は共通基礎科目、他大学大学院科目は自由科目に区分し、在学期間を通して10単位を上限に履修を認めます。

■必修科目について■

◇共通基礎科目：スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程における履修の基礎となる方法論、人材育成目標の重要要素である「リーダーシップ」の理論、英語文献の理解力や英語発信力を獲得するための4科目を必修とする。

【1回生配当】

◇専門基礎科目：スポーツ健康科学分野で必要となる専門知識の共通的な基礎・基盤となる事項を学修し、自身が所属する領域とは別領域の基礎知識を身に付けることを基本的枠組として1科目を必修とする。

【1回生配当】

◇キャリア形成科目：各領域に関連づけ、キャリア形成の観点から実践的にスポーツ健康科学を学ぶ1科目を必修とする。

【1回生配当】

◇演習：指導教員と大学院生の1対1の対応のみでなく、コースワークや多様な研究活動への参加などを通じた集団的・組織的な研究指導の一環として、また、スポーツ健康科学が志向する総合性・学際性を担保するために、合同ゼミ形式とすることを原則に、自身が所属する領域の3科目を必修とする。

【演習ⅠおよびⅡ：1回生配当、演習Ⅲ：2回生配当】

◇研究指導：修士論文の完成を目的として研究指導を受ける1科目を必修とする。

【2回生配当】

7 専修免許状取得について

(1) 専修免許状とは

専修免許状とは、一種免許状を基礎にして、大学院で所定の単位を修得し、修了することで取得できる免許状です。つまり、専修免許状は一種免許状の上位免許状です。なお、現在の教員採用試験において必要とされる免許状は一種免許状がほとんどですが、一方で高等学校を中心に、指導教科に関する専門的な知識や力量が求められる傾向が高まりつつあります。一種免許状を基礎に、大学院での高度な学習を通して得た知見を教壇で活かしたいと願うみなさんにとって必要な免許状といえます。

(2) 専修免許状を取得するには

前提として、取得を希望する教科の一種免許状の所要資格を満たした上で、所属する研究科に開設されている専修免許状取得に必要な科目を24単位以上修得する必要があります。取得できる教科の種類は研究科によって異なります。また、すべての研究科で専修免許状が取得できるわけではありません。詳しくは、スポーツ健康科学部事務室で確認してください。なお、「教育職員免許法第5条別表第1」に基づく免許取得（本学各学部の学修要覧に記された方法によって必要単位を修得する）以外の方法ですでに一種免許状を取得していて、専修免許状の取得を目指す場合は、受講登録までにスポーツ健康科学部事務室に申し出てください。

今日の教員養成をめぐる社会情勢において、単に教員免許状の取得だけを目的とした安易な気持ちでの教職課程の履修は、研究科における学修計画を困難にすることもありますので、しっかりと目的意識をもって履修することが必要です。また、教員免許状を取得することと、優れた資質をもった教員になることはイコールではなく、さらに、実際に教員として教壇に立つためには、公立学校はもちろん、私立学校においても、教員採用試験に合格しなければなりません。各キャンパスの教職支援センターでは、教員志望者に対する対策講座（有料）の開講のほか、情報資料・参考書等を豊富に揃えており、常駐の経験豊かな講師陣が、教員採用に関する具体的な相談・指導助言に応じています。教員を志望するみなさんは、ぜひ積極的に利用してください。

(3) 教員免許更新制について

2007年6月に教育職員免許法が改正され、2009年4月より、教員免許更新制が導入されました。

授与される教員免許状は原則として、10年毎に更新しなければ、その効力を失うこととなります。現行の制度で免許状を更新するためには、期間満了前2年間の間に、教職課程を有する大学等で実施される30時間の更新講習を受講・修了することが求められます。なお、一種免許状を取得した後に専修免許状を取得する場合は、専修免許状取得から10年間で有効期間となります。

更新講習の受講条件など、「教員免許更新制」の詳細については、文部科学省等のホームページを参照してください。

(4) スポーツ健康科学研究科における専修免許状の取得について

① スポーツ健康科学研究科で取得できる免許状の種類

- ・ 中学校教諭専修免許状（保健体育）
- ・ 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

② 免許状の取得の方法

取得を希望する教科の一種免許状の所要資格を満たした上で、P.37に記載しているスポーツ健康科学研究科博士課程前期課程所定の履修科目一覧の中から24単位以上を修得し、修士の学位を得ることによって、同一教科の専修免許状を取得できます。その他、不明な点、質問等があれば、スポーツ健康科学部事務室に問い合わせてください。

(5) 履修科目一覧

中学校教諭専修（保健体育）・高等学校教諭専修（保健体育）【共通】24単位以上選択必修

免許法施行規則に定める科目区分	科目名称	単位数
教科に関する科目	リーダーシップ特論	2
	身体運動科学特論	2
	スポーツ人文社会科学特論	2
	スポーツトレーニング特論	2
	運動生理・生化学特論	2
	健康増進科学特論	2
	バイオメカニクス特論	2
	スポーツ工学特論	2
	運動処方特論	2
	スポーツ教育学特論	2
	スポーツ栄養教育学特論	2
	コーチング行動学特論	2
	スポーツマーケティング特論	2
	スポーツマネジメント特論	2
	スポーツビジネス特論	2

[8] 前期課程履修モデル

以下に掲げる履修モデルを参考に2年間の学修について、計画してください。

なお、履修セメスターは参考であり、実際の開講と異なる場合があります。研究指導教員と相談の上、1・2回生時の受講科目の配分を決めてください。

【ケース1：中学校・高等学校の保健体育教員を志望する者・現職保健体育教員など】

セメスター	科目名
前 期	専門英語
	身体運動科学特論
	スポーツ人文社会科学特論
	スポーツ教育学特論
	スポーツトレーニング特論
	運動生理・生化学特論
	スポーツマネジメント特論
	コーチング行動学特論
	スポーツ人文社会科学演習Ⅰ
	スポーツ人文社会科学演習Ⅲ
	研究指導Ⅰ
後 期	科学研究特論
	研究調査特論
	リーダーシップ特論
	バイオメカニクス特論
	運動処方特論
	スポーツ栄養教育学特論
	スポーツビジネス特論
	スポーツ健康科学キャリアプロジェクト
	スポーツ人文社会科学演習Ⅱ
	研究指導Ⅱ

【ケース2：スポーツ産業の研究開発職を志望する者】

セメスター	科目名
前 期	専門英語 スポーツ人文社会科学特論 スポーツトレーニング特論 運動生理・生化学特論 スポーツマーケティング特論 身体運動科学演習Ⅰ 身体運動科学演習Ⅲ 研究指導Ⅰ
後 期	科学研究特論 研究調査特論 リーダーシップ特論 バイオメカニクス特論 スポーツ工学特論 運動処方特論 スポーツ健康科学キャリアプロジェクト 身体運動科学演習Ⅱ 研究指導Ⅱ

【ケース3：健康維持・増進に関する研究プロジェクトのコーディネーターを志望する者】

セメスター	科目名
前 期	専門英語 スポーツ人文社会科学特論 スポーツトレーニング特論 運動生理・生化学特論 健康増進科学特論 身体運動科学演習Ⅰ 身体運動科学演習Ⅲ 研究指導Ⅰ
後 期	科学研究特論 研究調査特論 リーダーシップ特論 運動処方特論 スポーツ栄養教育学特論 スポーツ健康科学特論 スポーツ健康科学キャリアプロジェクト 身体運動科学演習Ⅱ 研究指導Ⅱ

【ケース4：スポーツイベント・スポーツマネジメント業界への進路を志望する者】

セメスター	科目名
前 期	専門英語 身体運動科学特論 スポーツ教育学特論 コーチング行動学特論 スポーツマーケティング特論 スポーツマネジメント特論 スポーツ人文社会科学演習Ⅰ スポーツ人文社会科学演習Ⅲ 研究指導Ⅰ
後 期	科学研究特論 研究調査特論 リーダーシップ特論 スポーツ栄養教育学特論 スポーツビジネス特論 スポーツ健康科学キャリアプロジェクト スポーツ人文社会科学演習Ⅱ 研究指導Ⅱ

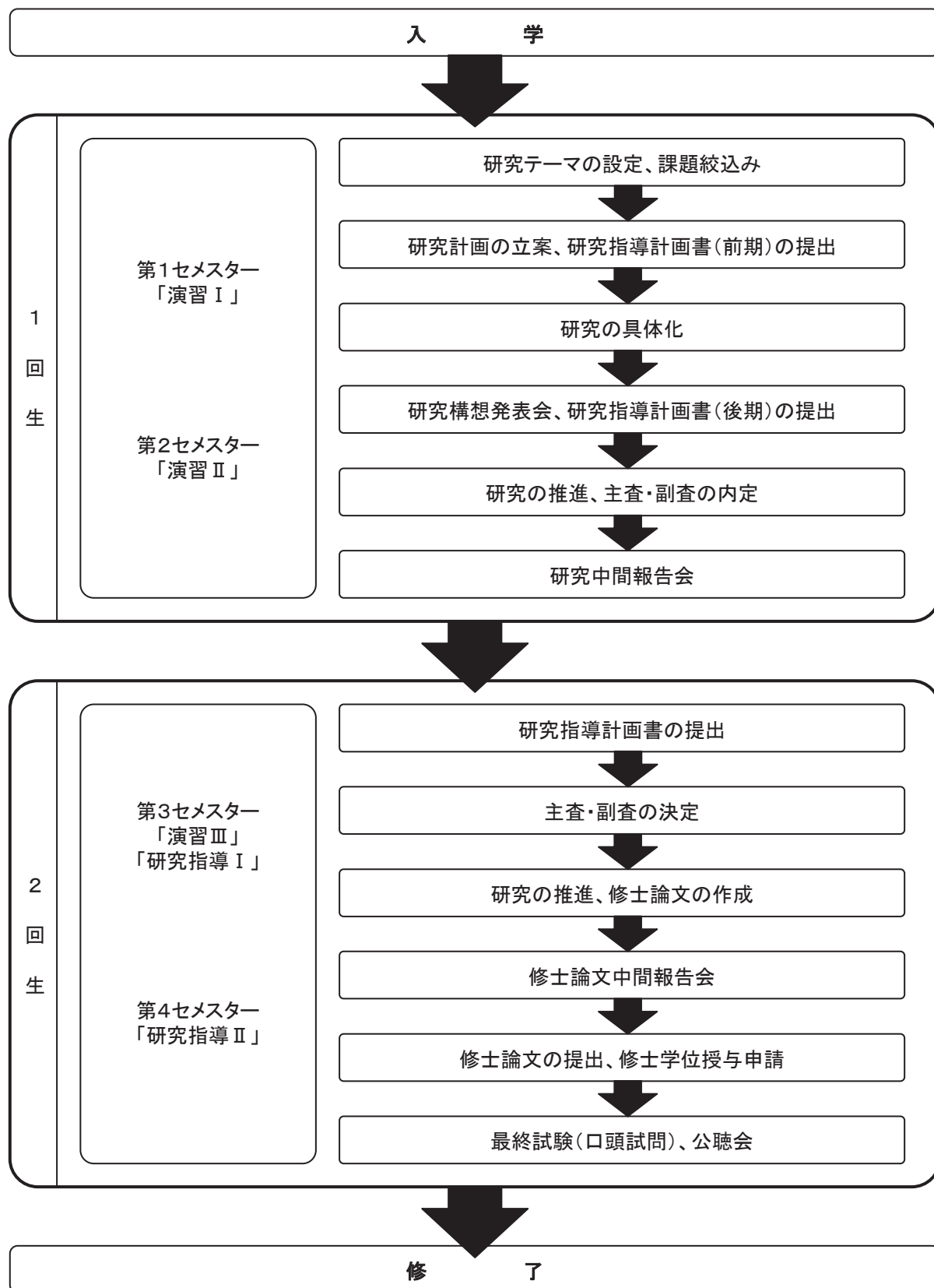
【ケース5：食品業界への進路を志望する者】

セメスター	科目名
前 期	専門英語 スポーツ人文社会科学特論 運動生理・生化学特論 健康増進科学特論 スポーツマーケティング特論 身体運動科学演習Ⅰ 身体運動科学演習Ⅲ 研究指導Ⅰ
後 期	科学研究特論 研究調査特論 リーダーシップ特論 バイオメカニクス特論 運動処方特論 スポーツ栄養教育学特論 スポーツ健康科学キャリアプロジェクト 身体運動科学演習Ⅱ 研究指導Ⅱ

【ケース6：社会人学生で、勤務との両立を考え学修計画を立てる者】

セメスター		科目名
1 回 生	前 期	専門英語 身体運動科学特論 スポーツマーケティング特論 スポーツマネジメント特論 スポーツ人文社会科学演習Ⅰ
	後 期	科学研究特論 研究調査特論 リーダーシップ特論 スポーツ健康科学キャリアプロジェクト スポーツ人文社会科学演習Ⅱ
2 回 生	前 期	スポーツトレーニング特論 コーチング行動学特論 スポーツ人文社会科学演習Ⅲ 研究指導Ⅰ
	後 期	スポーツビジネス特論 研究指導Ⅱ

9 前期課程の研究プロセス



10 前期課程研究スケジュール

スケジュール	実施時期	対象回生
研究指導計画書の提出（前期）	4月	1 回生
研究構想発表会	7～9月	
研究指導計画書の提出（後期）	10月	
生命倫理審査委員会および動物実験委員会の審査申請	年間に複数回審査あり	
研究中間報告会	1～2月	
研究指導計画書の提出	4月	2 回生
修士論文中間報告会	7月～8月	
修士論文の提出	1月下旬	
修士論文最終試験（口頭試問）	1～2月	
修士論文公聴会	2月	

※実施時期はおおよその目安です。

(1) 前期課程 1 回生（M1）

① 研究構想発表会

7～9月頃に研究構想発表会を公開型で開催します。構想発表会では、研究を進めるにあたって、各自の研究上の関心や問題意識、今後の展望を発表し、研究テーマをより明確なものにすることが求められます。

② 研究指導計画書の提出（前期）（後期）

入学時の4月と、上記①の研究構想発表会後の10月頃に研究指導計画書を作成し、提出する必要があります。研究指導計画書の内容をもとにして、各自の修士論文の最終試験（口頭試問）を審査する主査・副査を内定します。

③ 立命館大学びわこ・くさつキャンパス「生命倫理審査委員会」・「動物実験委員会」の審査申請

研究内容によっては、生命倫理に関わるものや動物実験を伴うものがあります。それらを実施する場合、立命館大学では審査を受ける必要があります。審査が必要な研究内容である場合は、研究指導教員の指示のもと、申請をして審査を受けてください。審査は年間に複数回実施されます。詳細・時期については、下記のホームページを参照し、何かあれば研究指導教員に相談してください。

【研究・産学官連携／研究倫理】<http://www.ritsumeai.ac.jp/research/ethics/>

④ 研究中間報告会

1～2月頃に研究中間報告会を公開型で開催します。中間報告会では、修士論文の作成に向けて、各自の研究の中間報告をプレゼンテーション形式で実施します。

(2) 前期課程 2 回生（M2）

① 研究指導計画書の提出

4月頃に研究指導計画書を作成し、提出する必要があります。研究指導計画書の内容をもとにして、各自の修士論文の最終試験（口頭試問）を審査する主査・副査を決定します。

② 修士論文中間報告会

7～8月頃に修士論文中間報告会を開催します。この報告会では、修士論文の完成に向けて、各自の研究および修士論文作成の進捗状況をプレゼンテーション形式で報告します。

③ 修士論文提出について

詳細は、「[11 修士論文について](#)」(P.43)を参照してください。

④ 修士論文最終試験（口頭試問）

修士論文の提出後、修士論文の最終試験（口頭試問）を行います。これに合格し、修了に必要な単位を修得した場合、修士学位に相応しい水準の論文かつ学力を有すると判断され、修士学位が授与されます。

⑤ 修士論文公聴会

修士論文最終試験（口頭試問）後に、修士論文公聴会を開催します。公聴会は公開型で実施し、各自が、完成した修士論文および研究の到達度等について、プレゼンテーション形式で報告します。

11 修士論文について

◆ 修士論文執筆にあたって

(1) 修士論文の要件

- ・対象は、修士論文提出時に修了に必要な単位を修得している者、またはその見込みがある者で、かつ博士課程前期課程2回生以上に在学する者とする。
- ・修士論文は、当該の研究に関わる現状の到達点を踏まえた上で、研究目的を明確にし、実験・調査・事例などに基づいて検討され、その結論に至るまでが論理的に構成されたものでなければなりません。また当該領域の研究において、独創性、先駆性、妥当性などを踏まえた上で、当該領域及び社会の発展に貢献しうるものでなければなりません。さらに、高度職業人として、社会で活躍するための素養、専門的知識や能力を有することを証明しうるものでなければならないということを念頭に、執筆してください。

(2) 修士論文の基本事項

- ① 修士論文は、単著であること。
- ② 修士論文は、在学中に作成された論文であり、完成した論文であること。
- ③ 修士論文提出予定者は、事前に研究科が主催する修士論文中間報告会において、口頭発表を行うこと。
- ④ 修士論文を提出するにあたって、国内または国際的な学会において、1回以上の発表を行うことが望ましい。発表は、原則として口頭発表とするが、ポスター発表であっても構わない。
- ⑤ 修士論文を提出するにあたって、学術誌に1編以上の論文が掲載されることが望ましい。あるいは、修士の学位授与を受けた日から1年以内に学会誌に1編以上の論文が掲載されることが望ましい。
- ⑥ 修士論文を提出するにあたって、既に学術誌に1編以上の論文が掲載されている場合、参考資料として提出することができる。ただし、その掲載された論文の筆頭執筆者であること（掲載証明書等がある論文も含む）。

(3) 修士論文審査の方針

上記(2)の事項を踏まえ、以下の観点を中心に審査します。

- a) 論文の体裁
- b) 論文の信頼性、妥当性
- c) 研究内容の独創性、新規性
- d) 研究成果の有用性
- e) 論文の完成度

◆ 修士論文の提出にあたって

(1) 提出期限：【後期修了予定者】1月下旬

【前期修了予定者】7月下旬

提出要領、日程等の詳細については、別途案内します。

※期限を過ぎたものは一切受付できません。

※提出後の取り下げは認めません。

(2) 提出物

① 修士論文4部（正本1部、副本3部）※正本は後に図書館で保管。

② 学位授与申請書（本学所定様式）1部

③ 修士学位論文等利用承諾書（本学所定様式）1部

④ 受領証（研究科所定様式）1部

⑤ 提出物チェックリスト

※研究科指定の封筒に、⑤を貼付し、①～④を一括して封入して、提出すること。

※学位授与と申請者本人が提出すること（代理提出や郵送は不可）。

※提出時に、学生証と印鑑を持参すること。

(3) 提出様式

①製本について

正本

- ・表紙・裏表紙ともに、黒の美濃表紙を使い、黒紐で綴ること。
- ・研究科指定の表題シールを表紙に貼付すること。

副本

- ・紙フラットファイル（A4版左側2穴左側綴り）にて提出すること。
- ・研究科指定の表題シールを表紙に貼付すること。

②内容の綴り順について

正本・副本共に、下記の順で内容を綴ること。

- ・中表紙（題名、学生証番号、氏名等、表題シールと同様の内容を記載すること）※1参照
 - ・要旨（和文）※2参照
 - ・要旨（英文）
 - ・目次
 - ・修士論文本文（注釈、参考文献、引用文献記載を含む）
- （必要な場合のみ）副論文、別冊資料等を添えて修士論文と同時に提出すること。

③使用言語

修士論文本文については、日本語または英語とすること。

要旨については、日本語版と英語版の両方を提出すること。

④用紙および体裁について

白色・コピー用紙を使用、サイズはA4・縦置き・横書きとすること。
（図表などでA3になる場合は、事前に研究指導教員と相談すること）

〈修士論文〉

本文1ページにつき40字×30行程度。

10.5ポイント、MS明朝体・Century体を使用（注釈は9ポイント、MS明朝体）。

余白上下30mm、左35mm、右30mm。

英文の場合の字数は、ダブルスペースで換算し、本文1ページにつき10語×30行程度とする。

〈要旨〉

和文：A4・2枚程度

英文：A4・1枚程度

⑤ページ数

本文の各ページの下中央には、必ずページ数を記入し、目次のページと本文のページが一致していること。ページ数の文字ポイントは、8ポイント、MS明朝体、アラビア数字を用いること。

(4) 修士論文のデータおよび差し替え版の提出について

口頭試問終了後、修士論文のデータをCD-ROMで指定の期日までに提出してください。また、口頭試問を経て修正が発生した場合は、修士論文（正本）の差し替え版をデータと併せて提出してください。なお、修正については、基本的には形式上の不備（誤字脱字等）のみとし、文章については、修士論文の論理に影響を与える修正は認めません。変更点も含めて、審査対象となります。修正をした場合は、必ず研究指導教員に確認の上、提出してください。詳細については、別途案内します。

(5) 修士論文の保管および閲覧について

- ①修士の学位授与が決定した場合は、製本の上、図書館にて保管します。
- ②本研究科在籍中の大学院生は、研究指導教員の許可により閲覧可能とします。
- ③閲覧のみとし、原則、持出しまたは貸出しはしません。
- ④大学保管の修士論文は、いかなる理由があっても本人に返却しません。

※1【中表紙見本】

201●年度修士学位論文
修士学位論文タイトル
ー修士論文サブタイトルー
立命館大学大学院
スポーツ健康科学研究科
スポーツ健康科学専攻 博士課程前期課程●回生
学生証番号
氏 名

余白：上下30mm、左35mm、右30mm、センタリング
フォント：MS明朝
文字サイズ：201●年度～ 18ポイント
タイトル 20ポイント太字
サブタイトル 14ポイント文字
所属・氏名 18ポイント

※2【要旨（和文）見本】

修士論文タイトル
ー修士論文サブタイトルー
立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科 博士課程前期課程●回生 名前
要 旨
キーワード：キーワード1、キーワード2、キーワード3、キーワード4 (以下、本文)

余白：上下30mm、左35mm、右30mm、センタリング
(所属・氏名のみ右揃え)
フォント：MS明朝
文字サイズ：タイトル 20ポイント太字
サブタイトル 14ポイント太字
所属 10.5ポイント
氏名 12ポイント
要旨 12ポイント太字
キーワード・本文 10.5ポイント



博士課程後期課程

1 後期課程：人材育成目的

スポーツ健康科学研究科は、スポーツ健康科学の高度な専門性に基づく理論と実践を有し、豊かな人間性とリーダーシップを備え、社会の発展に貢献する有為な人材の養成を目的とします。その上で、博士課程後期課程は、スポーツ健康科学分野において先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的とします。

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程は、専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持つとともに、研究成果を継続的に社会発信できる人材、国内のみでなく国際的に発信できる研究者を育成することを教育・研究の重点に据えています。

学会、国内外の学術雑誌・科学雑誌を通して自らの知見を広く社会に提案することを重視します。社会的要請ともいえる「リーダーシップ」と「コーチング力」は、学部と研究科の全課程に共通する人材育成の基本コンセプトであり、これら2つの力を高めるとともに、高度な研究能力を身に付けた人材の養成を目指します。

2 後期課程：ディプロマポリシー（学位授与方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程は、スポーツ健康科学分野において先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的とします。その上で、従来の専門分化した研究領域における分析的な研究を行うのみでなく、新たな学問領域や複合領域を開拓し、独創性を持った研究を進める力量を持ち、研究成果を実践に応用できる高度な研究者、高度な実践力を持つ専門職業人を養成することを目指し、修了時に学生が身に付けるべき能力・力量を以下のように定めています。

これらの能力・力量は、研究科の課程が規定する所定単位の修得および論文審査に合格することによりその達成とみなし、博士（スポーツ健康科学）の学位を授与します。

- (1) 専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持ち、研究成果を継続的に、国内のみでなく国際的に発信できる。また、学会、国内外の学術雑誌・科学雑誌を通して自らの知見を広く社会に提案できる。
- (2) 「リーダーシップ」と「コーチング力」を備えている。
- (3) 確かな専門知識を備え、より質の高い研究を自主的に設計・推進することができる。

3 後期課程：カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の人材育成目標を達成するために、以下のような基本コンセプトに基づき教育課程を編成しています。特に、「組織的で系統的な研究指導」と「研究プロジェクトや社会的ネットワークとの連携」を2本柱として、大学院生の研究力量を高度化し、教育課程の特色に連動した研究能力を身に付けた人材を輩出することを目指します。

(1) 専攻

総合的・学際的なアプローチからスポーツ健康科学を探究するために、専攻は「スポーツ健康科学専攻」の1専攻とします。

(2) 研究活動との連携、企業・地域などとの社会連携を通じた教育・研究

社会的ネットワーク、各種研究プロジェクト、びわこ・くさつキャンパスのライフサイエンス系教学と連携した研究を展開します。

(3) 理論と実践の両輪による教育・研究

社会連携型プログラム、他研究科やカレッジスポーツとの連携などびわこ・くさつキャンパスの特性を活かした連携型プログラム、最先端の施設・設備の活用により、理論のみならず「実践」を通じた研究を展開します。

(4) 国際的な教育・研究

国際的ネットワークを活用し、国際的な研究活動や共同研究を推進します。

(5) 大学院キャリアパス推進室との連携

立命館大学大学院キャリアパス推進室と連携・協力し、キャリア形成に向けた支援策を展開します。

4 後期課程：アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

スポーツ健康科学の基礎的素養を備え、総合的・学際的な教育・研究を通じて、社会の発展に貢献することができるために、以下のような事について学術的な興味を持ち、得た知識を社会に広く還元したいという意欲を持つ人材を求めます。

- ①スポーツ健康科学に関わる確かな知識と基礎的な研究能力を有する者。
- ②新たな学際領域や複合領域を開拓するとともに、研究成果を実際に応用する意欲や独創性ある研究を進める意欲を持った者。

5 後期課程の修了要件**(1) 標準修業年限 3年（最長6年）****(2) 修了に必要な単位数と要件**

科目群	必要単位数
講義科目	2単位以上
演習科目	4単位以上
合 計	6単位以上

修了に必要な単位を修得し、かつ博士学位論文の審査に合格すること。

6 後期課程開設科目一覧

科目区分	科目名	単位数
講義科目 (2単位以上) *標準4単位	先端スポーツ健康科学特論Ⅰ	2
	先端スポーツ健康科学特論Ⅱ	2
実習科目	学外実習1	2
	学外実習2	2
演習科目 (4単位以上) *標準12単位	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ	2

■開設科目について■

- ◇「先端スポーツ健康科学特論Ⅰ」：本研究科博士課程後期課程で研究を進めるために基礎となる学際性・総合性を修得することを趣旨として、スポーツ健康科学の基本的概念や枠組みを学ぶ。
- ◇「先端スポーツ健康科学特論Ⅱ」：客員教授等を招聘し、スポーツ健康科学に関わる時々のトピックス、先端的研究等を取り扱う。
- ◇「学外実習1」：博士論文の作成に向けた実践的研究活動の展開を趣旨に、海外の研究大学あるいは研究機関において、1ヶ月以上3ヶ月未満の期間で、博士論文に関連する研究を行う。
- ◇「学外実習2」：「学外実習1」と同様の趣旨ならびに枠組みで、国内の民間企業あるいは行政機関において、1ヶ月以上3ヶ月未満の期間で、キャリア形成を目的とした実習を行う。
- ◇「先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ～Ⅵ」：個々の大学院生の研究テーマを踏まえ、博士学位論文の完成に向けて研究指導教員による研究指導を行う。

7 後期課程履修モデル

【ケース1：基本モデル】

回生	科目区分	前期セメスター	後期セメスター
1回生	講義科目	先端スポーツ健康科学特論Ⅰ	先端スポーツ健康科学特論Ⅱ
	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ
2回生	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ
3回生	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ

【ケース2：在学中に海外の大学や研究機関において実践的研究活動を目的とした実習を希望する場合】

回生	科目区分	前期セメスター	後期セメスター
1回生	講義科目	先端スポーツ健康科学特論Ⅰ	先端スポーツ健康科学特論Ⅱ
	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ
2回生	実習科目		学外実習Ⅰ
	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ
3回生	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ

【ケース3：在学中に国内の民間企業や行政機関においてキャリア形成を目的とした実習を希望する場合】

回生	科目区分	前期セメスター	後期セメスター
1回生	講義科目	先端スポーツ健康科学特論Ⅰ	
	実習科目		学外実習Ⅱ
	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ
2回生	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ
3回生	演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ

VI

博士課程後期課程

2015年度以降入学生

① 後期課程：人材育成目的

スポーツ健康科学研究科は、スポーツ健康科学の高度な専門性に基づく理論と実践を有し、豊かな人間性とリーダーシップを備え、社会の発展に貢献する有為な人材の養成を目的とします。その上で、博士課程後期課程は、スポーツ健康科学分野において先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的とします。

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程は、専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持つとともに、研究成果を継続的に社会発信できる人材、国内のみでなく国際的に発信できる研究者を育成することを教育・研究の重点に据えています。

学会、国内外の学術雑誌・科学雑誌を通して自らの知見を広く社会に提案することを重視します。社会的要請ともいえる「リーダーシップ」と「コーチング力」は、学部と研究科の全課程に共通する人材育成の基本コンセプトであり、これら2つの力を高めるとともに、高度な研究能力を身に付けた人材の養成を目指します。

② 後期課程：ディプロマポリシー（学位授与方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程は、スポーツ健康科学分野において先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的とします。その上で、従来の専門分化した研究領域における分析的な研究を行うのみでなく、新たな学問領域や複合領域を開拓し、独創性を持った研究を進める力量を持ち、研究成果を実践に応用できる高度な研究者、高度な実践力を持つ専門職業人を養成することを目指し、修了時に学生が身に付けるべき能力・力量を以下のように定めています。

これらの能力・力量は、研究科の課程が規定する所定単位の修得および論文審査に合格することによりその達成とみなし、博士（スポーツ健康科学）の学位を授与します。

- (1) 専門的で高度な「実践力」と「研究力」を持ち、研究成果を継続的に、国内のみでなく国際的に発信できる。また、学会、国内外の学術雑誌・科学雑誌を通して自らの知見を広く社会に提案できる。
- (2) 「リーダーシップ」と「コーチング力」を備えている。
- (3) 2つの系から選択した博士課程後期課程教育における確かな専門知識を備え、より質の高い研究を自主的に設計・推進することができる。

③ 後期課程：カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の人材育成目標を達成するために、以下のような基本コンセプトに基づき教育課程を編成しています。特に、「組織的で系統的な研究指導」と「研究プロジェクトや社会的ネットワークとの連携」を2本柱として、大学院生の研究力量を高度化し、教育課程の特色に連動した研究能力を身に付けた人材を輩出することを目指します。

(1) 1専攻と2つの系

総合的・学際的なアプローチからスポーツ健康科学を探究するために、専攻は「スポーツ健康科学専攻」の1専攻とします。また、専攻を構成する教育・研究面における柱は、「先端スポーツ科学系」と「先端健康運動科学系」としています。

① 先端スポーツ科学系

トレーニング科学、スポーツ生理・生化学、スポーツバイオメカニクス、スポーツ心理学などスポーツパフォーマンスを科学的アプローチで探究します。

② 先端健康運動科学系

健康科学、運動生理・生化学、健康医科学、ヘルスプロモーションなど、国民的・人類的視点で身体活動・運動の適切な実施を通じた健康の維持・増進、ならびに運動プログラムや組織づくりを科学的に探究します。

(2) 研究活動との連携、企業・地域などとの社会連携を通じた教育・研究

社会的ネットワーク、各種研究プロジェクト、びわこ・くさつキャンパスのライフサイエンス系教学と連携した研究を展開します。

(3) 理論と実践の両輪による教育・研究

社会連携型プログラム、他研究科やカレッジスポーツとの連携などびわこ・くさつキャンパスの特性を活かした連携型プログラム、最先端の施設・設備の活用により、理論のみならず「実践」を通じた研究を展開します。

(4) 国際的な教育・研究

国際的ネットワークを活用し、国際的な研究活動や共同研究を推進します。

(5) 大学院キャリアパス推進室との連携

立命館大学大学院キャリアパス推進室と連携・協力し、キャリア形成に向けた支援策を展開します。

4 後期課程：アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

スポーツ健康科学の基礎的素養を備え、総合的・学際的な教育・研究を通じて、社会の発展に貢献することができるために、以下のような事について学術的な興味を持ち、得た知識を社会に広く還元したいという意欲を持つ人材を求めます。

- ①スポーツ健康科学に関わる確かな知識と基礎的な研究能力を有する者。
- ②新たな学際領域や複合領域を開拓するとともに、研究成果を実際に応用する意欲や独創性ある研究を進める意欲を持った者。

5 後期課程の修了要件**(1) 標準修業年限 3年（最長6年）****(2) 修了に必要な単位数と要件**

科目群	必要単位数
講義科目	4単位以上
演習科目	12単位以上
合 計	16単位以上

修了に必要な単位を修得し、かつ博士学位論文の審査に合格すること。

⑥ 後期課程開設科目一覧

科目区分	科目名	単位数
講義科目	先端スポーツ科学特論Ⅰ	2
	先端スポーツ科学特論Ⅱ	2
	先端健康運動科学特論Ⅰ	2
	先端健康運動科学特論Ⅱ	2
演習科目	先端スポーツ科学特別研究Ⅰ	2
	先端スポーツ科学特別研究Ⅱ	2
	先端スポーツ科学特別研究Ⅲ	2
	先端スポーツ科学特別研究Ⅳ	2
	先端スポーツ科学特別研究Ⅴ	2
	先端スポーツ科学特別研究Ⅵ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅰ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅱ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅲ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅳ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅴ	2
	先端健康運動科学特別研究Ⅵ	2

⑦ 後期課程履修モデル

【ケース1】

想定される進路：大学や国立スポーツ科学センターなどの研究機関の研究者
 スポーツ関連産業および食品・医薬品産業の研究開発職
 身体機能・運動機能に関する高度に専門的な知識を備えたアスリート支援者・指導者など

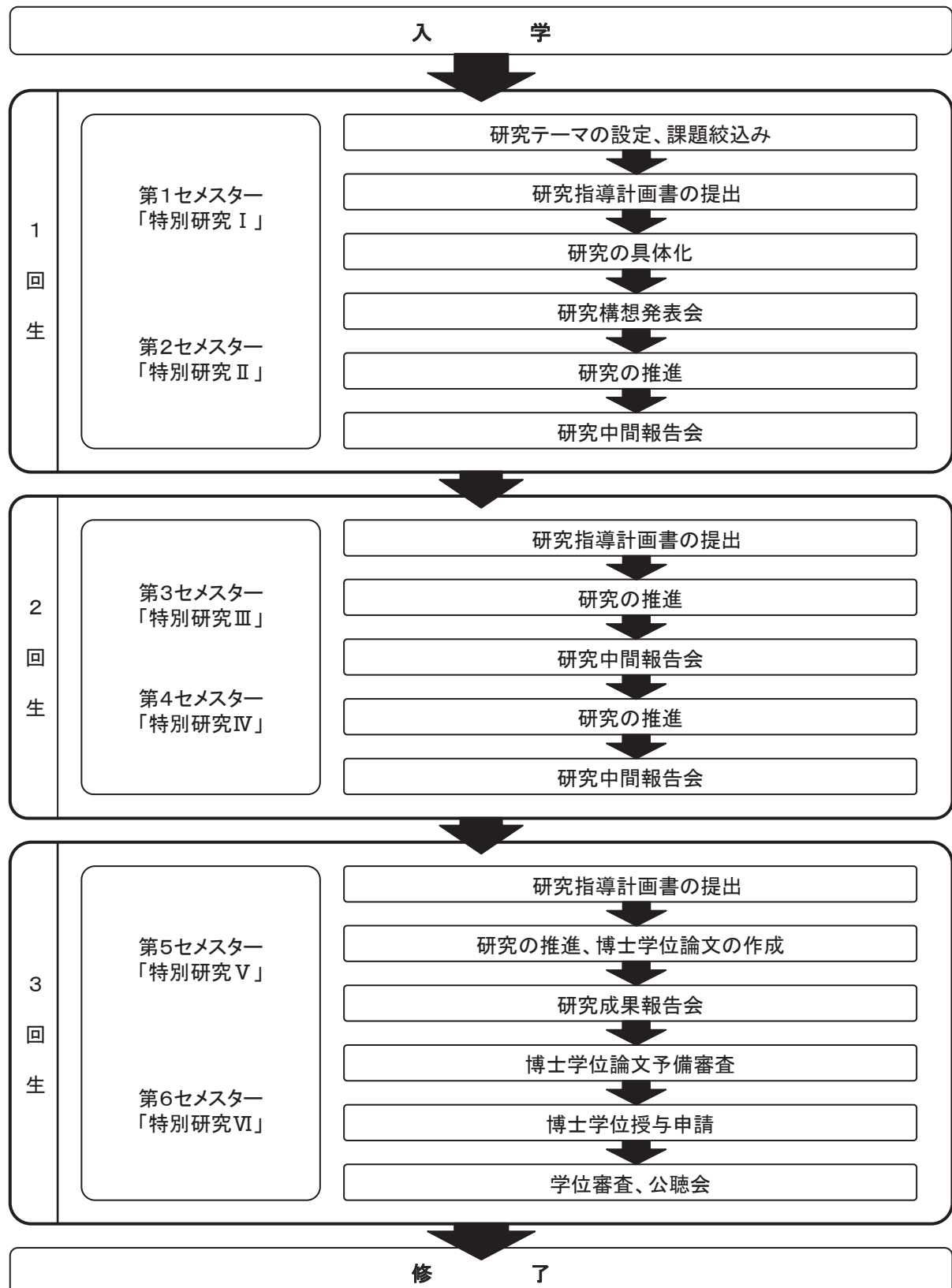
回生	科目区分	前期セメスター	後期セメスター
1回生	講義科目	先端スポーツ科学特論Ⅰ	先端スポーツ科学特論Ⅱ
	演習科目	先端スポーツ科学特別研究Ⅰ	先端スポーツ科学特別研究Ⅱ
2回生	演習科目	先端スポーツ科学特別研究Ⅲ	先端スポーツ科学特別研究Ⅳ
3回生	演習科目	先端スポーツ科学特別研究Ⅴ	先端スポーツ科学特別研究Ⅵ

【ケース2】

想定される進路：大学や国立健康・栄養研究所などの研究機関の研究者
 スポーツ関連産業の研究開発職、食品・医薬品産業の研究開発職
 国際専門機関(WHOなど)の研究者、健康維持・増進に関する研究プロジェクトのコーディネーター
 地域スポーツ団体などにおける高度な専門知識を持った運営者・指導者など

回生	科目区分	前期セメスター	後期セメスター
1回生	講義科目	先端健康運動科学特論Ⅰ	先端健康運動科学特論Ⅱ
	演習科目	先端健康運動科学特別研究Ⅰ	先端健康運動科学特別研究Ⅱ
2回生	演習科目	先端健康運動科学特別研究Ⅲ	先端健康運動科学特別研究Ⅳ
3回生	演習科目	先端健康運動科学特別研究Ⅴ	先端健康運動科学特別研究Ⅵ

1 後期課程の研究プロセス



② 後期課程研究スケジュール

下記は、3回生後期修了の場合の予定であり、詳細は別途案内します。

(1) 後期課程1回生 (D1)

4～5月頃に研究指導計画書を提出し、7～8月頃に研究の構想について発表会を開催します。また、1～2月頃に各自の研究の進捗状況について、プレゼンテーション形式の研究中間報告会を実施します。

(2) 後期課程2回生 (D2)

4～5月頃に研究指導計画書を提出し、7～8月頃にプレゼンテーション形式で研究中間報告会を開催するとともに、1～2月頃に再度、研究中間報告会を開催します。

(3) 後期課程3回生 (D3)

4～5月頃に研究指導計画書を提出し、7～8月頃に研究成果報告会を開催します。その後、博士学位論文予備審査を行った上で12月中旬までに博士学位授与申請を行います。博士学位授与申請についての詳細は別途案内します。

③ 博士学位授与に関わる基本事項【課程博士（甲号）】

(1) 博士学位申請要件について

博士学位申請者は、博士学位申請論文の提出にあたって、以下の要件を満たさなければなりません。

- ①修了に必要な単位を修得した者または修得する見込みがある者で、博士課程後期課程に3年以上在学する者。ただし、在学年数に関して、在学3年未満（以降、「早期修了」と表記）で以下②～⑤に掲げる要件を満たす者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ②主題に関わる査読付き論文1編以上を含む学術論文2編以上を基に作成された論文であること。ただし、少なくとも1編は筆頭著者であること。掲載決定済の論文も1編とすることができ、掲載決定済を証明する資料を併せて提出しなければならない。なお、早期修了の場合は、主題に関わる査読付き筆頭論文2編以上の掲載が決定していることを必要とする。
- ③学会での研究成果の発表を1回以上行っていること。なお、口頭発表ならびにポスター発表のどちらとも可とするが、学会内における特定地域での研究会における発表は含まない。
- ④上記②の論文においては、日本学術会議に登録された学会（日本学術会議協力学術研究団体）が発行する審査規程が明記された学会誌に掲載された論文であること。または、海外において審査規程が明記された学会誌・学術雑誌に掲載された査読付き論文であること。
- ⑤提出について研究指導教員の了解を得ていること。

(2) 博士学位申請論文審査の方針

- ①スポーツ健康科学分野の研究者や高度専門職業人に必要な専門的研究能力、ならびにその基礎となる豊かな学識を示した学術論文であること。
- ②具体的には、以下の諸点について、博士の学位に相応しい水準の論文であること。
 - a) 論文の独創性
 - b) 研究テーマの学術的意義
 - c) 構成の体系性
 - d) 研究方法の適切性
 - e) 先行研究の取扱いの適切性
 - f) 論旨の明確性・一貫性
 - g) 論文の完成度

(3) 博士学位申請に関わる手続について

最新の情報・案内については、CAMPUS WEBおよび【本研究科ホームページ→在学生のみなさんへ】でお知らせします。

**申請期限：【3月授与希望者】前年12月下旬
【9月授与希望者】6月下旬**

※早期修了を希望する者は、【3月授与は11月末日、9月授与は5月末日まで】に、早期修了の申請を合わせて行う必要があります。

※期限を過ぎたものは一切受付できません。

※博士学位授与申請を行う際には、必ず事前に予備審査で「可」もしくは「修正の上、可」の判定を得る必要があります。

4 博士論文全文のインターネット公表に向けた手続きについて

学位規則（文部科学省令）が一部改正され、2013年4月以降に博士の学位（課程博士・論文博士）を授与された者は、博士論文全文についてインターネットを利用して公表することが義務づけられました。

本学において博士学位を授与された方は、当該博士論文全文を、学位を授与された日から1年以内に本学の「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」を利用してインターネット公表する必要があります。

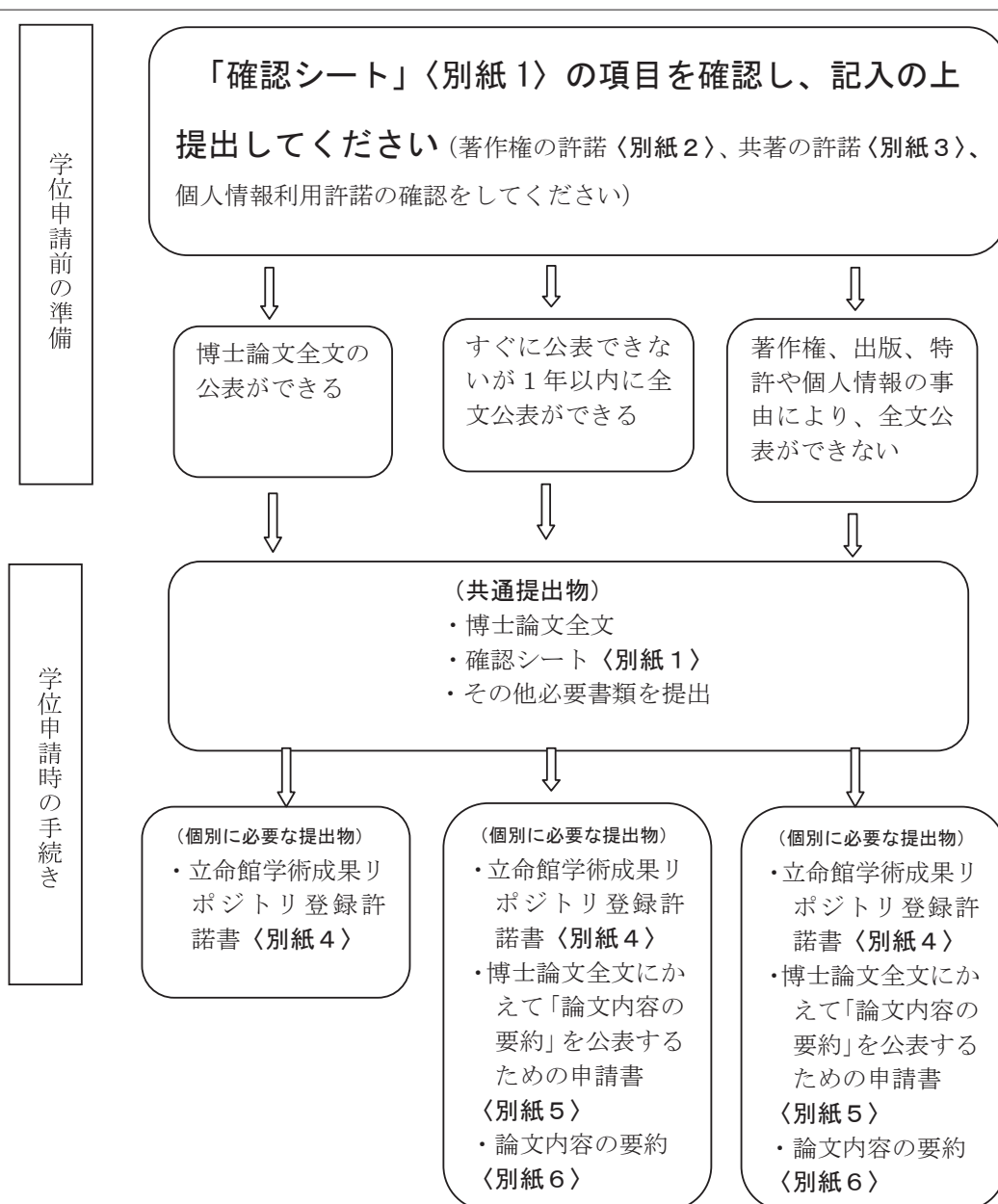
著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約）を公表していただくことになります。

以下は、インターネット公表に向けての一般的な手続き・留意点について記載しています。インターネット公表に関する諸手続きは、博士学位授与者が本人の責任で行う必要があります。

博士論文全文のインターネット公表（事前準備）

博士課程後期課程1回生～3回生の時期に、将来的に博士論文を構成する副論文や、博士論文に関する主な研究成果（学術誌査読論文（ジャーナル））を作成する際、以下の点について事前準備を行ってください。

- ①論文を投稿した学会等に著作権が譲渡されている場合には、著作権等の必要な「許諾」を得るなどの準備を行ってください。
- ②インタビュー・アンケート内容を論文にまとめる際には、適切な個人情報の取り扱いに注意してください。
- ③理工系においては、企業の特許等に関わる研究分野の場合、論文のインターネット公表に関わる留意点を確認してください。
- ④著作権等に関わる講習会やガイダンスについて、積極的に出席してください。



博士学位の申請を予定されている方は、学位申請時に、「博士論文全文のインターネット公表に関する『確認シート』〈別紙1〉」を提出してください。

この「確認シート」の提出にあたっては、博士論文全文を学位授与後にインターネットを利用して公表（以下、博士論文インターネット公表）できるかどうかを確認し、著作権、特許、秘密情報、個人情報等（以下、著作権等）に関する「許諾」〈別紙2、3〉を得るなどの必要な手続きをしてください。

本学リポジトリにおいて学位論文を公表する際、ご本人の許諾書が必要となりますので、「立命館学術成果リポジトリ登録許諾書」〈別紙4〉を提出してください。

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、論文内容の要約を公表していただくことになりますので、学位授与申請後速やかに「博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書」〈別紙5〉を提出してください。論文内容の要約については〈別紙6〉を参照願います。

※〈別紙1～6〉の書式は2017年3月現在のものです。申請時には、必ず最新のものを確認し、使用してください。

〈別紙1〉 確認シート

博士論文全文のインターネット公表に関する「確認シート」

1. 博士論文全文を既に他のインターネットサイト等に掲載していますか？ (①はい ②いいえ)

2. 博士論文全文を本学機関リポジトリで公表できますか？

* いずれかに✓印をつけてください

公表できる ☐	公表に向けて確認が必要である ☐	公表できない ☐
-----------------------------------	--	------------------------------------

* 全てにチェックができれば、次に進んでください

- ☐ 立体形状による表現を含まない
- ☐ 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)にかかわって、公表の問題はない
- ☐ 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等において、公表の問題はない
- ☐ 特許の取得にかかわって、公表の問題はない
- ☐ 他の共著者等の許諾等にかかわって、公表の問題はない
- ☐ 著書刊行にかかわって、公表の問題はない

* いずれかに✓印をつけてください(複数回答可)

- ☐ 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)に抵触する可能性があるため(抵触した内容を下記の「その他」に記入してください。)
- ☐ 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等の許諾等が得られていないため
- ☐ 特許の取得(もしくは申請中)にかかわる許諾等が得られていないため
- ☐ 学術ジャーナル等に投稿した学術論文が共著論文であり、他の共著者全員からインターネット公表の許諾等が得られていないため
- ☐ 著書刊行される(もしくは手続き中)出版社等の許諾等が得られていないため
- ☐ その他()

* いずれかに✓印をつけてください(複数回答可)

- ☐ 立体形状による表現を含むため
- ☐ 権利関係(著作権保護、個人情報保護、特許等)に抵触するため(抵触した内容を下記の「その他」に記入してください。)
- ☐ 掲載している(する予定の)学術ジャーナル等がその他媒体の公表を禁止しているため
- ☐ 特許の取得(もしくは申請中)であり、公表ができないため
- ☐ 学術ジャーナル等に投稿した学術論文が共著論文であり、他の共著者全員からインターネット公表の許諾等が得られなかったため
- ☐ 著書刊行される(もしくは手続き中)出版社等の許諾等が得られなかったため
- ☐ その他()

学位授与が認められた後に博士論文(PDF)・許諾書をご提出ください

* 確認の上、チェックをしてください

- ☐ 必ず1年以内に公表の確認をとり、確認が取れ次第、すみやかに大学に報告します
- ☐ (公開ができなくなる場合も想定し)要約、それにかかわる申請書を提出します

* 確認の上、チェックをしてください

- ☐ 公表できないことが証明される書類等と要約等を提出します

※やむを得ないと大学が承認した場合は、論文内容の要約を公表することとなります

所属(審査)研究科: 研究科

学位申請者氏名: _____

※上記のチェック内容について指導・確認しました。

指導教員氏名(自署): 確認日 年 月 日

※乙号の場合は主査が記入

〈別紙2〉申請書の提出をもとめる学協会（見本）

公益社団法人 ○○学会 ○○ ○○委員長 殿 機関リポジトリへの論文掲載申請書 貴学会所有の下記著作物を機関リポジトリにて保存・公開する許可をいただきたく、申請いたします。 <u>掲載先（以下、本掲載先）</u> 機関リポジトリ名：立命館学術成果リポジトリ URL：http://r-cube.ritsumei.ac.jp/ 管理者名（責任者名、サーバ管理団体など）：立命館大学図書館長 二宮周平 <u>掲載論文（以下、本論文）</u> Journal title: Volume / year / I D（開始ページ）： / / Article title: Author'(s) <u>申請者</u> 氏名： 大学名、企業名、団体名： 所在地： 電話番号： F a x 番号： e-mail address： 公開にあたっては下記の事項を遵守いたします。 1. 本掲載先以外には掲載しない。 2. 本論文の営利目的の利用を行わない。 申請者署名： _____ 機関リポジトリへの論文掲載許可書 _____ 様 本掲載先への本論文の掲載を許可します。 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日 公益社団法人 ○○学会 ○○委員長
---	---

〈別紙3〉共同著作権に関する利用許諾見本、個人情報許諾

○共同著作権に関する利用許諾の確認について

- ・共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない（著作権法第65条第2項）となっています。
- ・したがって、学外研究者も含めた全著者の許諾が必要となりますので、下記「共著での許諾書」を学位申請後速やかに提出してください。

共著での許諾書（見本）

同 意 承 諾 書

〇〇〇〇氏提出の博士論文中、私と共著（共同研究）の下記部分については、〇〇〇〇氏の博士論文とすることを承諾いたします。

また、（どちらかにチェックを入れてください）

- ☐ 本文全体を「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」にしたがって、「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。
- ☐ 本文全体を公表することには承諾せず、代わりに学位申請者作成の「論文内容の要約」について「立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）」で公表することを承諾いたします。

記

- (1) 昭和〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇雑誌 〇〇巻 〇〇～〇〇頁
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（著者名を論文の通りにすべて列挙）
- (2) 平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇学内誌 〇〇号 〇〇～〇〇頁
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（著者名を論文の通りにすべて列挙）
- (3) 平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇〇〇学会誌 〇〇月号〇〇～〇〇頁
に公表予定
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（著者名を論文の通りにすべて列挙）

20〇〇年〇〇月〇〇日

共著者（共同研究者）

氏 名 ㊤

（ 自 署 ）

○個人情報に関する利用許諾の確認について

博士論文の中に個人情報が含まれている場合は、個人情報保護の観点から必ず個人情報を提供した個人や団体に対して、インターネット公表することについて許諾を得てください。なお、許諾を得ることが困難な場合は、学位申請をされた研究科事務室までご相談ください。

以 上

〈別紙4〉R-Cube登録許諾書（図書館宛）

立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）登録許諾書

年 月 日

立命館大学図書館長 殿

著作者氏名：

印

（自署の場合は印鑑不要）

所属（審査）研究科：

研究科

学生証番号：

（乙号の方は記入不要）

連絡先

TEL：

携帯電話：

e-mail：

論文題目	
種別	☐ 博士論文 ☐ 論文内容の要約
論文（PDFデータ）提出日	年 月 日
電子公表の可否	上記博士論文の電子データについて「立命館学術成果リポジトリ」（R-Cube）に登録・保存し、インターネットの利用により公表することを許諾します。登録されたデータについては、「立命館大学学術成果リポジトリ運用ガイドライン」に従って運用されることを承認します。登録により生ずる下記についても併せて許諾します。 ・ 利用者が全文をダウンロード、印刷すること。 ・ 国立情報学研究所が実施する学術機関リポジトリ構築連携事業において収集・保存・提供されること。 ・ 国立国会図書館において収集・保存・提供されること。 公表時期 ☐学位授与後 ☐期日指定（学位授与日から 月 月以降） 備考：

〈別紙5〉博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書

博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書

年 月 日

立命館大学長 殿

博士論文を「立命館学術機関リポジトリ (R-Cube)」において公表することについて、以下の事由により、その内容を要約したものに代えることを申請します。

なお、不利益ないし特別の事由が解消し、公表が可能になった場合はその日以降にインターネットによる公表を行います。

- ☐ 博士論文が、立体形状による表現を含む
- ☐ 博士論文が、権利関係（著作権保護、個人情報保護、特許等）に抵触する
※抵触した内容を下記に記入してください
抵触内容（ ）
- ☐ 掲載している（する予定）の学術ジャーナル等がその他の媒体の公表を禁止している
- ☐ 博士論文が特許の取得（もしくは申請中）であり、公表できない
- ☐ 博士論文が学術ジャーナル等に投稿した学術論文が共著論文であり、他の共著者全員からインターネット公表の許諾等が得られなかった
- ☐ 著書刊行される（もしくは手続き中）出版社等の許諾等が得られなかった
- ☐ その他、特別な事由がある一定の期間、インターネットによる公表ができない
「特別の事由が解消し、公表が可能な日： 年 月 日以降」
※公表不可の理由を下記に記入してください
公表不可理由（ ）

所属（審査）研究科： 研究科
氏名：

（自署の場合は印鑑不要）

〈別紙6〉論文内容の要約について

博士論文全文に代わる論文内容の要約について

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約）を公表していただくことになります（博士学位申請時に提出する「博士論文要旨」とは異なりますので、ご注意ください）。

論文内容の要約については、各研究科共通の項目として以下のように設定しています。この項目をふまえ、研究科ごとに要約内容の考え方を設定していますので、各研究科事務室に相談してください。

「論文内容の要約」項目

- ① 題名
- ② 全体要旨
- ③ 目的と章構成
- ④ 各章要約
- ⑤ まとめ（結果・考察）
- ⑥ 主な引用文献・参考文献

提出時期：口頭試問までに各研究科事務局へ提出すること。



諸規定・申し合わせ

Ⅰ 研究指導に関する申し合わせ

博士課程における研究指導については、大学院設置基準ならびに大学院学則に規定されている通り、学生に対してあらかじめその内容、計画等を明示することが必要なことから、博士課程前期課程および後期課程について、本研究科における研究指導計画書の取扱いを以下の通り定める。

1. 様式（次頁以降の通り）

2. 作成および保管

- (1) 当該年度の本研究科スケジュールに基づき原則として年度初めに、学生本人が本研究科の指定する様式に従い、研究指導計画書を作成する。記入された研究指導計画書に基づき、指導担当教員は本人との面談を行い、これまでの総括ならびに今後の研究計画についてアドバイスをを行った上で、所見・署名の記入を行う。
- (2) 様式は、CAMPUS WEBでワード形式のファイルを配布する。また、指導担当教員の面談後に、学生本人が学びステーションに提出する。
- (3) 提出された研究指導計画書は、当該学生が所属するスポーツ健康科学部事務室で保管する。

以上

【博士課程前期課程 1 回生（前期）】

スポーツ健康科学研究所 M1 研究指導計画書（前期）

学生証番号	氏 名	所 属	領域
研究指導教員			

※研究指導教員と相談の上、作成すること。
※修士論文作成に付いて、今後の進捗・課題・研究計画の詳細を、報告列にまとめよ。

1. 研究テーマ（修士論文の予定テーマ）

2. 今後の実験・調査・研究計画

※以下、教員記入後に本人提出

研究指導教員所見

今後 1 年間の計画

年 月 日

学生署名

印

教員署名

印

※以下、研究科記入欄
■研究科執行部記入欄

【博士課程前期課程 1 回生（後期）】

スポーツ健康科学研究所 M1 研究指導計画書（後期）

学生証番号	氏 名	所 属	領域
研究指導教員			

※研究指導教員と相談の上、作成すること。
※修士論文作成に付いて、今後の実験・調査・研究計画の詳細を、報告列にまとめよ。

1. 研究テーマ（修士論文の予定テーマ）

2. 現在までの研究の進捗

3. 今後の実験・調査・研究計画

※以下、教員記入後に本人提出

研究指導教員所見

研究指導教員

教員署名

年 月 日

印

学生署名

印

教員署名

印

※以下、研究科記入欄
■研究科執行部記入欄

【博士課程前期課程2回生以上】

スポーツ健康科学研究科 M2以上 研究指導計画書			
学生証番号		国生	
研究指導教員		氏 名	所 属
※研究指導教員は国生の上、指導すること。 ※研究指導教員は所属の所長、研究指導の目標を、指導系列に定めること。			
1. 現在の研究テーマ（修士論文の予定テーマ）			
2. 現在までの実績・調査・研究（公表されたものを含む）			

【博士課程後期課程1回生】

スポート健康科学研究所 D 1 研究指導計画書

学生証番号	氏 名
研究指導教員	

※存在が確認できない氏名の方は、角括弧「」で、所属の院外・院外研究員として記載してください。
※本学で指導教員として指導した経験のある方については、今後の実験・調査・研究計画の詳細を、特許等にまかせること。

1. 研究テーマ（博士学位申請論文の予定テーマ）
2. 前年度までの実績・調査・研究（公表されたものを示す）

3. 各集の実験・調査・研究計画

※M1 集の研究計画は食や健康のフィールドバックを踏まえ、健康・食事があればその集も記載すること

3. 今後の発展・調査・研究計画

※以下、教員記入欄(本人記入)	
研究指導教員意見	
指導教員意見	
今年教員名	

年 月 日

学生署名 _____ 印 _____

教員署名 _____ 印 _____

※以下、指導教員記入欄
 ■資料科執行部記入欄

※以下、教員記入用(二人提出)	
-----------------	---

研究指導教員印見

年 月 日

学号署名 _____ 印 _____

教員署名 _____ 印 _____

※以下、研究員記入欄

■研究科執行部記入欄

【博士課程後期課程2 回生】

スポーツ健康科学研究科 D2 研究指導計画書

学生証番号	氏 名
研究指導教員	

※研究指導教員と相談の上、作成すること。
※博士学位申請論文執筆に付いて、今後の実験・調査・研究計画の詳細を、特許等にまかせること。

1. 研究テーマ（博士学位申請論文の予定テーマ）

2. 現在までの実験・調査・研究（公表されたものを示し）、前年度総括

3. 今後の実験・調査・研究計画

※以下、登録記入後に本人提出

研究指導教員所見

署名欄

今年度総括

年 月 日

学生署名

印

教員署名

印

※以下、研究科記入欄
■研究科執行部記入欄

【博士課程後期課程3 回生以上】

スポーツ健康科学研究科 D3以上 研究指導計画書

学生証番号	出生 氏 名	所 属	学 系
研究指導教員			

※研究指導教員と相談の上、作成すること。
※博士学位申請論文執筆に付いて、今後の実験・調査・研究計画の詳細を、特許等にまかせること。

1. 研究テーマ（博士学位申請論文の予定テーマ）

2. 現在までの実験・調査・研究（公表されたものを示し）、前年度総括

3. 今後の実験・調査・研究計画

※以下、登録記入後に本人提出

研究指導教員所見

署名欄

今年度総括

年 月 日

学生署名

印

教員署名

印

※以下、研究科記入欄
■研究科執行部記入欄

2 諸規定について

次の規程については、ホームページにて公開していますので、確認してください。

【CAMPUS WEBの『便利リンク』から「諸規程」をクリック】

- ・ 大学院学則
- ・ 学位規程
- ・ 学籍に関する規程
- ・ 授業に関する規程
- ・ 学生証規程
- ・ 証明書規程
- ・ 学費等の納付に関する規程
- ・ 学生懲戒規程
- ・ 学生健康診断規程 など

③ 立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科 研究科則

※2017年3月時点のものです。最新は本研究科ホームページ「在学生のみなさんへ→各種規程・諸規則→スポーツ健康科学研究科則」で確認してください。

(趣旨)

第1条 この研究科則は、立命館大学大学院学則第49条の2にもとづき、スポーツ健康科学研究科の教育課程、授業科目、履修および修了に関する事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、スポーツ健康科学の高度な専門性に基づく理論と実践を有し、豊かな人間性とリーダーシップを備え、社会の発展に貢献する有為な人材の養成を目的とする。

2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程は、スポーツ健康科学分野の専門的かつ高度な実践力と研究力をもつとともに、研究成果を社会に発信できる専門職業人ならびに研究者の養成を目的とする。

3 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程は、スポーツ健康科学分野において先端の研究成果をあげ、その成果を実践に結びつけるとともに、研究プロジェクトなどにおいてリーダーシップを発揮することができる研究者の養成を目的とする。

(研究科、専攻および課程の英文表記)

第3条 研究科、専攻および課程の英文表記は次の各号のとおりとする。

- (1) スポーツ健康科学研究科
Graduate School of Sport and Health Science
- (2) スポーツ健康科学専攻
Major in Sport and Health Science
- (3) 博士課程前期課程
Master's Program in Sport and Health Science
- (4) 博士課程後期課程
Doctoral Program in Sport and Health Science

(入学時期)

第4条 本研究科の入学時期は、4月または9月とする。

(授業言語)

第5条 本研究科での授業言語は日本語とする。

2 前項の規定にかかわらず教学上必要と認める場合は、英語を授業言語とする授業科目を置くことができる。

(科目区分)

第6条 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の授業科目は、基礎科目、展開科目、演習科目および自由科目に分類して配置する。

2 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程の授業科目は、講義科目、実習科目および演習科目に分類して配置する。

(授業科目)

第7条 本研究科が開設する授業科目の科目名、単位数、授業方法、履修方法および配当年次は、スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程においては別表1およびスポーツ健康科学専攻博士課程後期課程においては別表2のとおりとする。

(履修方法)

第7条の2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の学生は、研究指導教員の指導に従い、次の各号のいずれかの領域を選択し、領域に応じて定める授業科目を履修しなければならない。

- (1) 身体運動科学領域
- (2) スポーツ人文社会科学領域

(登録上限単位数)

第8条 1年間に履修科目として登録することができる単位数は、スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程は各年次32単位とする。ただし、次の各号に定める科目については、登録することができる単位数の上限から除外する。

- (1) インターンシップ
- (2) 自由科目
- (3) スポーツ健康科学研究科委員会において教学上必要が認められる学部科目

(博士課程前期課程の修了に必要な単位数)

第9条 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の修了に必要な単位数は、別表1に定める科目より、必修科目および次の各号に定める単位を含めて30単位以上とする。

- (1) 基礎科目
共通基礎科目から8単位および専門基礎科目から次のいずれかの科目2単位を含めて10単位以上
- イ 身体運動科学領域においては「スポーツ人文社会科学特論」
- ロ スポーツ人文社会科学領域においては「身体運動科学特論」

(2) 展開科目

該当する領域の科目から6単位およびキャリア形成科目から2単位を含めて10単位以上

(3) 演習科目

演習から次のいずれかの科目6単位および研究指導から2単位を含めて8単位以上

イ 身体運動科学領域においては「身体運動科学演習Ⅰ」、「身体運動科学演習Ⅱ」および「身体運動科学演習Ⅲ」

ロ スポーツ人文社会科学領域においては「スポーツ人文社会科学演習Ⅰ」、「スポーツ人文社会科学演習Ⅱ」および「スポーツ人文社会科学演習Ⅲ」

(博士課程前期課程の長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 大学院学則第28条の2にもとづき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た者のうち、社会人入学試験または一般入学試験を受験した者には、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することがある。

(博士課程後期課程の修了に必要な単位数)

第10条 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程の修了に必要な単位数は、別表2の科目より講義科目から2単位および演習科目から4単位を含めて6単位以上とする。

(博士課程後期課程の早期修了の申請)

第10条の2 次の各号のすべての事項を満たす者が、大学院学則第32条第2項により修了すること（以下「早期修了」という。）を希望する場合は、研究科長に申し出ることができる。

- (1) 大学院学則第32条第1項に定める修了要件（在学期間に関する要件を除く。）を満たす見込みがあること。
- (2) 大学院学則第32条第2項に定める在学期間を満たす見込みのあること。

2 前項の申出の期日は、早期修了を希望する時期に応じて次のとおりとする。

- (1) 3月修了を希望する者 当該年度の11月末日
- (2) 9月修了を希望する者 当該年度の5月末日

(博士課程後期課程の早期修了の認定)

第10条の3 研究科長は、前条の申出があった者が次の各号に定める事項をすべて満たした場合、研究科委員会の議を経て、早期修了を認めることがある。

- (1) 第10条に規定する修了に必要な単位数を修得していること。
- (2) 査読付き筆頭論文2編以上が掲載決定していること。
- (3) 博士学位申請論文の審査に合格していること。

(教員職員免許状)

第11条 中学校教諭一種免許状（保健体育）もしくは高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得している者、または取得できる単位を修得している者で、スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程において教育職員免許法による専修免許状を取得しようとする者は、立命館大学学位規程第9条により修士学位を授与されるほか、中学校教諭専修免許状（保健体育）を取得しようとする者は別表3—1または高等学校教諭専修免許状（保健体育）を取得しようとする者は別表3—2の科目より24単位以上を修得しなければならない。

2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程において取得することができる教育職員免許状の種類および教科は、別表4のとおりとする。

(改廃)

第12条 本研究科則の改廃は、スポーツ健康科学研究科委員会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この研究科則は、2012年4月1日から施行する。
附 則（2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正）
この研究科則は、2012年4月1日から施行する。
附 則（2013年1月28日 改廃手続の変更に伴う一部改正）
- 1 この研究科則は、2013年4月1日から施行する。
附 則（2014年1月28日 博士課程前期課程の修了要件の変更および立命館大学学位規程の一部改正に伴う一部改正）
- 1 この研究科則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第11条は、2014年1月28日から施行し、2013年4月1日から適用する。
附 則（2015年1月27日 博士課程後期課程の修了要件の変更等に伴う一部改正）
- 1 この研究科則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2015年4月21日「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正）
この研究科則は、2015年4月21日から施行し、2015年4月1日から適用する。
附 則（2016年2月19日 大学院学則の変更に伴う一部改正）
この研究科則は、2016年2月19日から施行し、2015年4月1日から適用する。
附 則（2016年7月8日 博士課程後期課程の早期修了の制度創設に伴う一部改正）
この研究科則は、2016年7月8日から施行する。
附 則（2017年2月17日 博士課程前期課程の長期履修制度の導入に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2017年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

別表1 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	選択必修	配当年次
基礎科目	共通基礎				
	科学研究特論	2	講義	必修	1
	研究調査特論	2	講義	必修	1
	リーダーシップ特論	2	講義	必修	1
	専門英語	2	講義	必修	1
専門基礎科目	身体運動科学特論	2	講義	選択	1
	スポーツ人文社会科学特論	2	講義	選択	1
展開科目	スポーツトレーニング特論	2	講義	選択	1・2
	運動生理・生化学特論	2	講義	選択	1・2
	健康増進科学特論	2	講義	選択	1・2
	バイオメカニクス特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツ工学特論	2	講義	選択	1・2
	運動処方特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツ教育学特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツ栄養教育学特論	2	講義	選択	1・2
	コーチング行動学特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツマーケティング特論	2	講義	選択	1・2
特殊講義	スポーツマネジメント特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツビジネス特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学特論	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学キャリアプロジェクト	2	講義	必修	1
	インターンシップ	2または4	実習	選択	1・2
演習科目	外国留学科目	1～4	講義	選択	1・2
	身体運動科学演習Ⅰ	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習Ⅱ	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習Ⅲ	2	演習	選択	2
	スポーツ人文社会科学演習Ⅰ	2	演習	選択	1
	スポーツ人文社会科学演習Ⅱ	2	演習	選択	1
	スポーツ人文社会科学演習Ⅲ	2	演習	選択	2
	研究指導Ⅰ	2	演習	選択	2
	研究指導Ⅱ	2	演習	必修	2
	単位互換履修科目	1～4	講義	自由	1・2
自由科目	大学院コアオブ演習	2	演習	自由	1・2

別表2 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	選択必修	配当年次
講義科目	先端スポーツ健康科学特論Ⅰ	2	講義	選択	1・2・3
	先端スポーツ健康科学特論Ⅱ	2	講義	選択	1・2・3
実習科目	学外実習1	2	実験・実習	自由	1・2・3
	学外実習2	2	実験・実習	自由	1・2・3
演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	2	演習	選択	1
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ	2	演習	選択	1
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	2	演習	選択	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ	2	演習	選択	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	2	演習	選択	3
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ	2	演習	選択	3

別表3-1

スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程 中学校教諭専修免許状（保健体育）

区分	科目名	単位数	授業方法	選択必修
教科に関する科目	健康増進科学特論	2	講義	選択
	スポーツ教育学特論	2	講義	選択
	スポーツトレーニング特論	2	講義	選択
	リーダーシップ特論	2	講義	選択
	コーチング行動学特論	2	講義	選択
	バイオメカニクス特論	2	講義	選択
	スポーツ工学特論	2	講義	選択
	運動処方特論	2	講義	選択
	運動生理・生化学特論	2	講義	選択
	スポーツ栄養教育学特論	2	講義	選択
	スポーツマーケティング特論	2	講義	選択
	スポーツマネジメント特論	2	講義	選択
	スポーツビジネス特論	2	講義	選択
	身体運動科学特論	2	講義	選択
	スポーツ人文社会科学特論	2	講義	選択

別表3-2

スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

区分	科目名	単位数	授業方法	選択必修
教科に関する科目	健康増進科学特論	2	講義	選択
	スポーツ教育学特論	2	講義	選択
	スポーツトレーニング特論	2	講義	選択
	リーダーシップ特論	2	講義	選択
	コーチング行動学特論	2	講義	選択
	バイオメカニクス特論	2	講義	選択
	スポーツ工学特論	2	講義	選択
	運動処方特論	2	講義	選択
	運動生理・生化学特論	2	講義	選択
	スポーツ栄養教育学特論	2	講義	選択
	スポーツマーケティング特論	2	講義	選択
	スポーツマネジメント特論	2	講義	選択
	スポーツビジネス特論	2	講義	選択
	身体運動科学特論	2	講義	選択
	スポーツ人文社会科学特論	2	講義	選択

別表4

専攻	免許状の種類	教科
スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
	高等学校教諭専修免許状	保健体育

スポーツ 健康科学 研究科	D・M 回生	学生証 番号													フリガナ	
															氏名	